

第九章 水戸付近の城と館

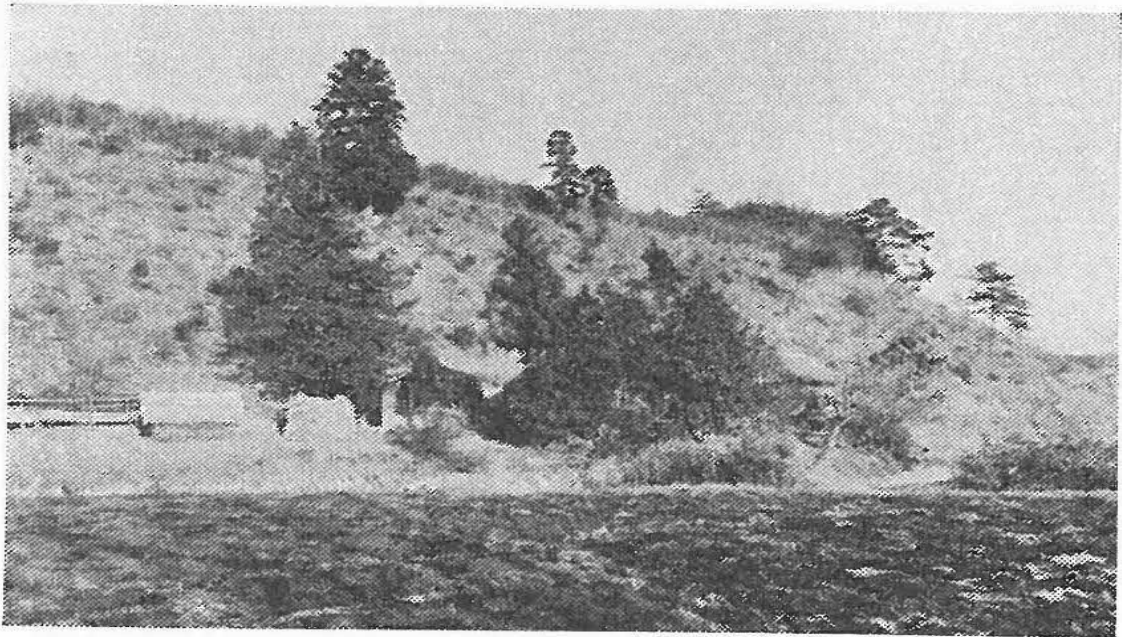
第一節 城と館

鎌倉時代から戦国時代にいたる武家の世は、弱肉強食、栄枯盛衰の常ならない時代である。この時代に水戸の地域で活動した土豪たちは多かったが、いずれも亡び去って、大部分はその事蹟が不明である。むしろ古文書・記録の上に、その名をわずかでも残しているものの方が稀である。

しかるに、それら滅亡した者も、勢い盛んであった時には城や館を構えて、家臣をしたがえ、領民を支配した。その主は亡んでも、城や館は時勢の転変にもかかわらず、今もなお土塁や空堀の跡を残し、郭（くるわ）（曲輪）の形を伝えている例が少なくない。草木の生い茂る城館址に立って、古今の歴史の推移を考えると、まことに「つわもの共が夢の跡」の感が深い。城や館の址は興亡の歴史が大地に刻み付けた遺跡であって、郷土の昔を知るため重要な意義を持っている。

水戸市域の城館址は、水府志料や新編常陸国誌など徳川氏時代の史誌によって知ることができる。それらにはいろいろの古伝があるが、たいていは江戸氏の時代、とくに戦国時代の遺構と考えられる。たとえ大掾氏時代に築造の起源があったとしても、そののち、戦国時代にいたるまでに、時勢に適した方法で改造が加えられたことであろう。そこで、徳川氏時代の史誌に記載された城館址について新たに調査し、さらに新発見の遺構をも加えて、「水戸市域の城館址一覧」を作った。その中で歴史上の由緒も深く、かつ遺構が比較的よく保存されているものを選んで、とくに実測図および詳しい説明書を作成した。それは吉田城址・河和田城址・加倉井館址・渡里長者屋敷の四つの史跡である。そのほかでは、見川城址の形状が興味をひくので、簡単な実測図だ

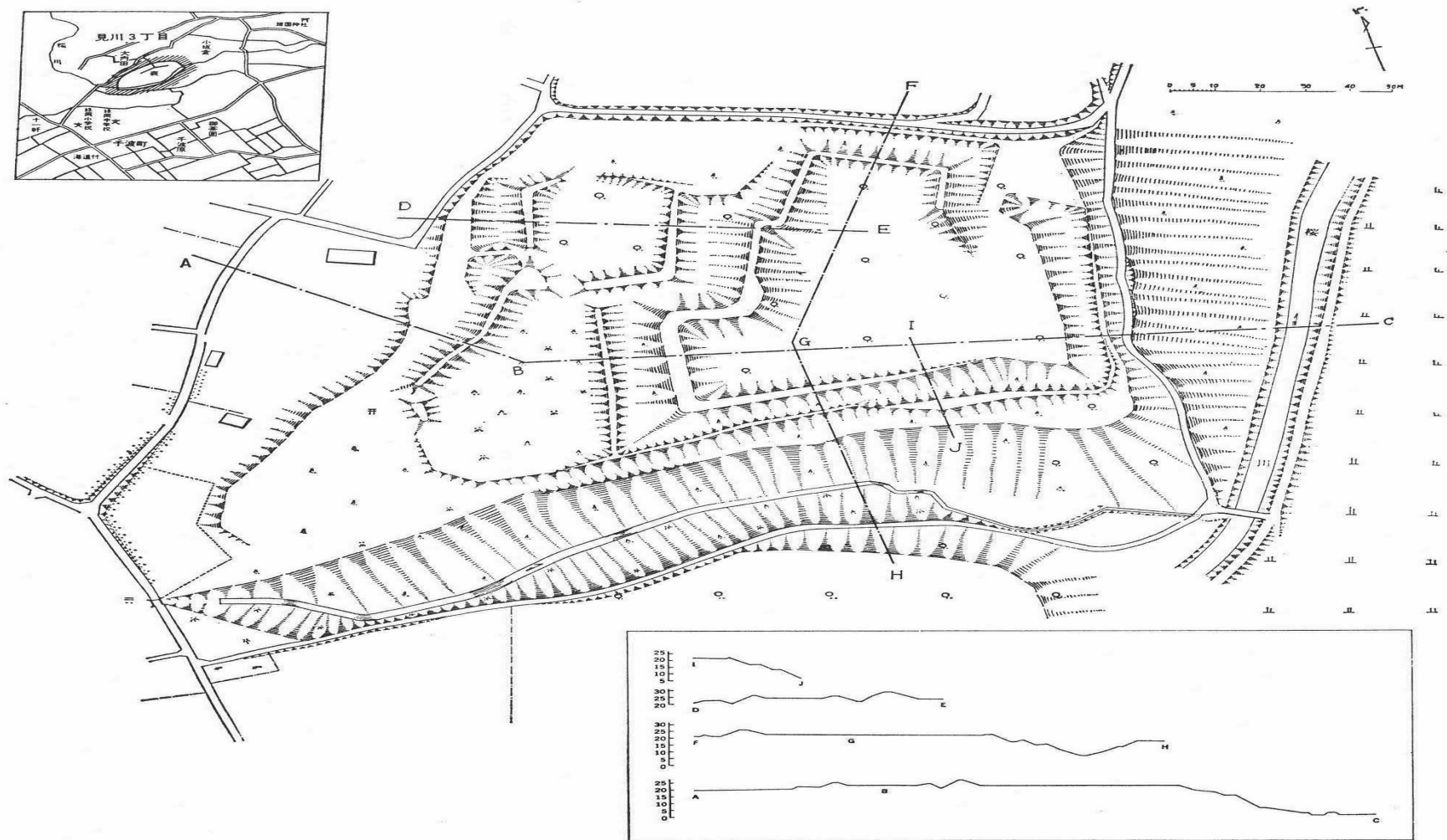
けを、第二図として掲げることとする。この見川城址は実測図が示すように、桜川の低地にのぞむ崖上であり、土塁・空堀をめぐらした三つの郭から成っている。その大手は現在農家のあるあたりで、外城（とじょう）の地名がある。



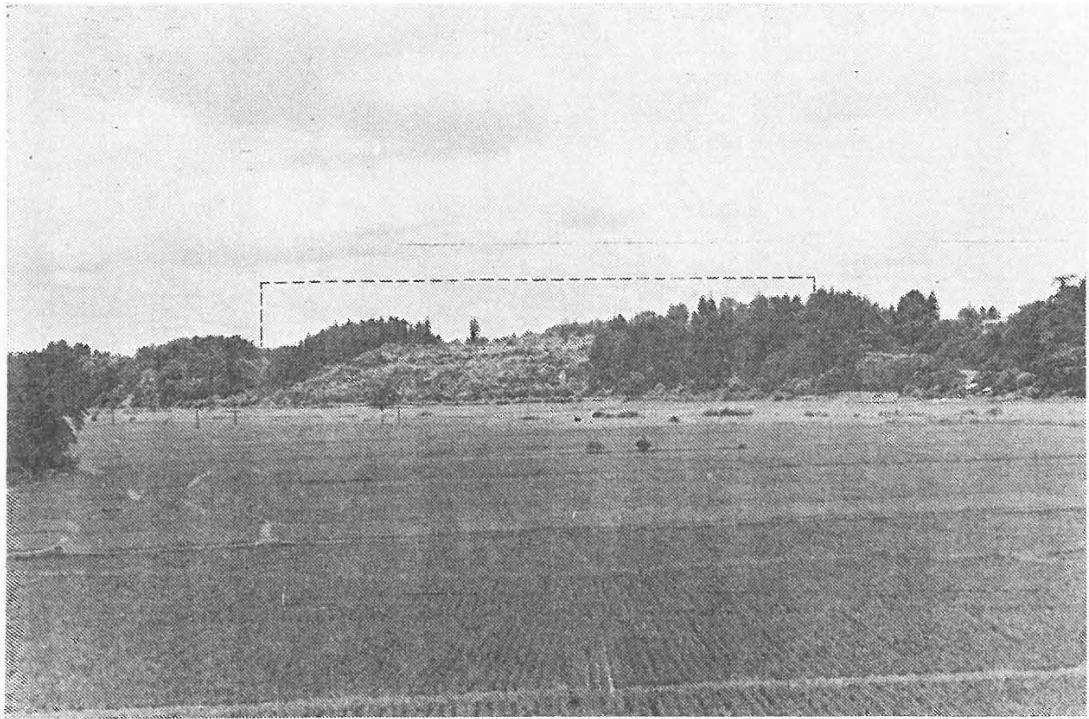
第1図 全隈城址と神生堀

—（上）全隈町寺山（下）飯富町塙—

遺構の「城」または「館」（長者屋敷は一守長者伝説による通称）は通称であって、それらの中には区別が明らかでなく、当然「城」と呼ぶべきものを「館」と呼んでいる例もあり、それと逆の場合もある。



第2図 見川城址実測図 昭和38年5月10日 作図



第3図 見川城址 ー見川町外城山ー

吉田の遺構はその要害からみて、当然「城」と呼ぶべきものであるが、徳川氏時代の史誌には城に拡張されなかった大掾氏時代の館に重点をおいて吉田館と呼んでいる。いま、これを吉田城と改めて呼ぶこととする。

館は「たち」または「たて」（奥州に多い）とか「やかた」とよむ。「やかた」は「屋形」とも書き、もとは身分高い者の邸宅のことであるが、室町時代には守護大名の邸宅を「御館（おやかた）」「御屋形」と呼び、さらにその人の尊称ともなった。佐竹氏も「御屋形」と呼ばれている。「たち」「たて」も、もとは邸宅のことであるが鎌倉・室町時代にもっぱら使われた場合には、要害をかねた邸宅の意味である。それがさらに屋敷の周囲に土塁を築き、堀をめぐらして城砦の構えを持つようになった。このように「館」が城砦化したものを、館城（かんじょう）と名付けることもできよう。「城」はもと邸宅としての性質よりも、要

害としての性質をとくに多く持ったものである。常陸では「館」を「たて」といったらしく、佐竹義宣は水戸城内の居館を「たて」と書いている（第十一章第三節参照）。そこで、市域の館を「加倉井館」というように呼ぶこととする。ただし、「館址」とつづける場合に「かんし」と呼ぶことは「城址」（じょうし）と同様な語法であるから、差支えなからう。

なお、第二節以下は、実測調査書であるから、記述の体裁も他の章節とはやや異なる、調査書の形式を用い、精密な数字をあげて説明した。

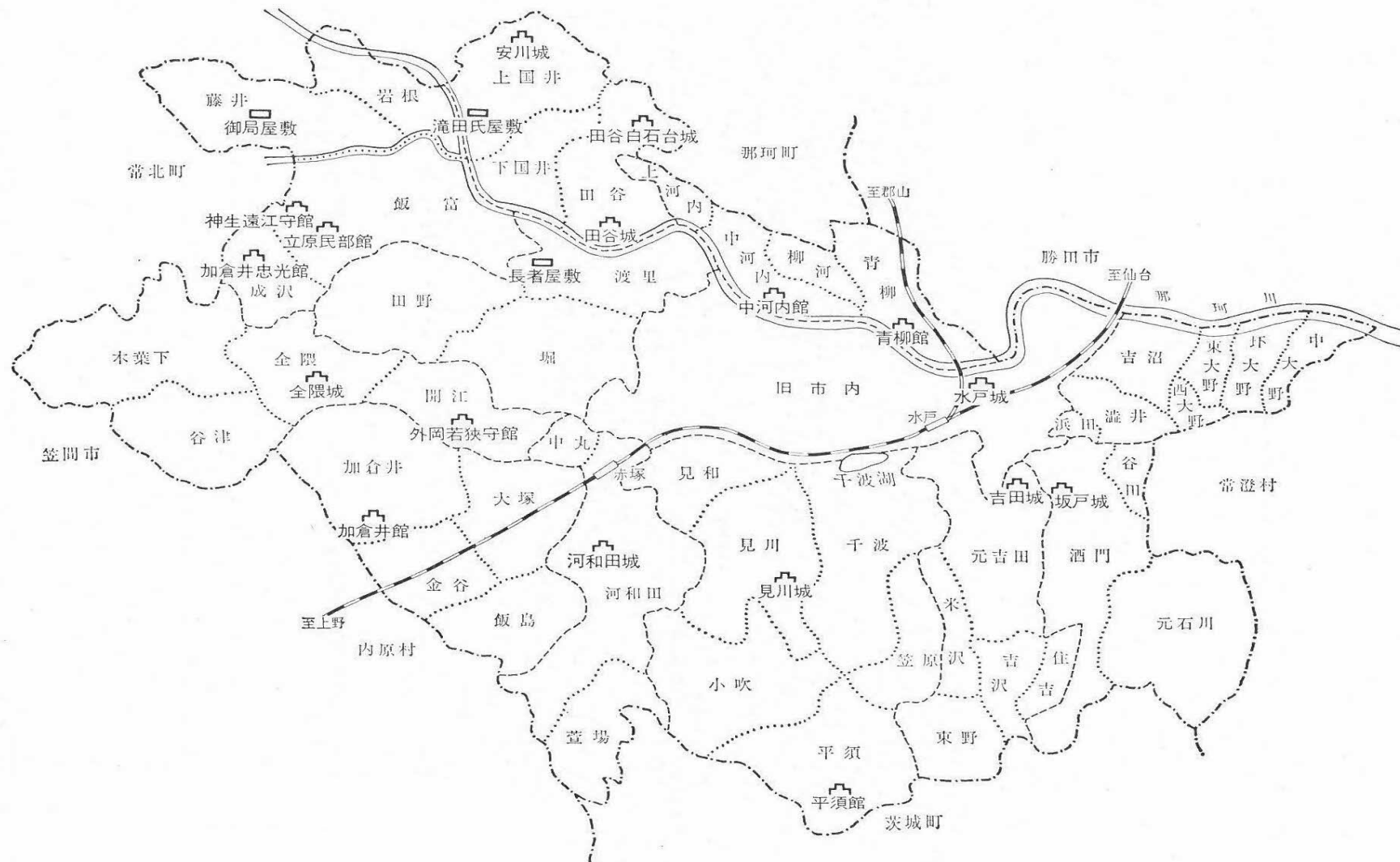
第1表 水戸市域の城館址一覧

名称	所在地	関係地名	摘要
坂戸城	酒門町	台	城址は吉田城址（現常照寺）東南側にある池壕上の台地。誰が住んだか不明である。今は耕地となっている。
河和田城	河和田町	中外名城西 城内宿	江戸氏の居城。応永末年水戸城に移ったのち、その臣春秋市の居城となった。天正十八年江戸氏滅亡のとき、廃城となる。城域は広大で郭・土塁・堀が残存し、天徳寺・報仏寺および小学校がある。（第三節参照）
御局屋敷	藤井町	小堀堀の 坪の内 の外	佐竹氏の族、藤井又四郎義貫が居た時、その局（つぼね）があった所。畑地となって原型は失われ、現在は、わずかに堀の内・堀の外・小坪の小字名を残すのみである。
中河内館	中河内町	内堀久 立坪 上宿	天正年間、宍戸安芸守の居所といわれる。土塁と堀の一部が残っている。
田谷城	田谷町	外城 宿	佐竹氏の族、田谷五郎という者の居所と伝えられる。現在、人家の周囲に土塁と堀がある。その形状は館と呼ぶべきものである。
田谷白石台城	田谷町	白石	佐竹氏の族、白石氏居住のところ。現在は耕地となっているが、馬場の跡がある。これも館であろう。
安川城	上国井町		はじめ常葉氏、のちに佐竹氏の族、いずれも国井氏と称し、ここに住したと伝えられる。現在は耕地になっている。館であろう。
滝田氏屋敷	上国井町	辻の内	那須与市宗隆の後裔、滝田氏の居宅という。現在も土塁の一部が残っている。
見川城	見川町	外深表 城柵 坪	桜川にのぞみ、土塁・堀・郭の形跡が残っている。千波湖を隔て、水戸城と対立する位置にある。春秋氏見守の居城であったといわれる。（第二図参照）

平 須 館	平 須 町		大椽氏の族、谷田部氏ここに居る。天正十八年江戸氏没落のとき亡ぶ。現在は耕地となっている。
吉 田 城	元吉田町	古 宿 館 下	大椽氏の族、吉田氏の居館といわれる。現に常照寺のある地域一帯がそれで、郭・土塁・空堀などかはっきり残っている。(第二節参照)
長 者 屋 敷	渡 里 町	台 渡 長 者 山 宿 屋 敷	一守長者の伝説があり、また奈良・平安時代の那珂郡家の館かとの説もある。江戸氏の重臣春秋駿河守が在城したといわれる。広大な諸郭と堀が残っている。(第五節参照)
神生遠江守館	飯 富 町	馬 場 境 神 生 堀	神生氏は江戸氏の家臣で、天正年間、堀に居館があったという。わずかに「神生堀」と称する溝と土塁の一部が存する。
立原民部館	飯 富 町	山 中	立原氏は神生氏の家人と伝えられる。現在、館址は耕地となっている。
加 倉 井 館	加 倉 井 町	岡 城 宿	加倉井氏代々の居館。郭内に妙徳寺と加倉井氏の子孫の家が現存する。周囲に土塁の一部と空堀跡が残っている。(第四節参照)
加倉井忠光館	成 沢 町	堀 の 内 館 跡 馬 場 跡	加倉井氏の一族、淡路守忠光の居館という。現在は、人家ならびに耕地となって、当時の面影はない。
青 柳 館	青 柳 町		天正年間、佐竹氏家臣青柳隼人正の居所という。佐竹氏の秋田移封により館を廃す。現在の長福寺跡の地にあたり、土塁の一部が残存する。
外岡若狭守館	開 江 町	遠 馬 場 馬 返 し 場	天正年間、江戸氏家臣外岡若狭守重宗の居所といわれる。地形的にみて現在の正覚院のある丘が、その跡と思われるが、確証はない。
全 隈 城	全 隈 町	寺 山 馬 場	誰の居城か不明である。城址は雑木林で、三階城の形をなす本丸に当たる所と、その東に一段低く堀があり、松林となっている所があるが、これは二の丸であろうか。さらに東に堀と郭の址がある。三方が水田に囲まれた山上で、要害の地である。

上のほか、東大野町に「馬場添」、吉沼町に「堀の内」、田野に「堀の内」「馬場先」、金谷町に「屋敷」、木葉下町に「屋敷」などがあり、古い館の跡を伝える地名かも知れない。

なお、水戸市に隣接するものとしては、那珂西城址(常北町)・江戸氏館址(那珂町)・戸村城址(那珂町)・枝川城址(勝田市)などがある。



第4図 水戸市域の城館分布図

第二節 吉田城址

概観

新編常陸国誌（卷八故蹟）に吉田氏の由来とともに吉田城址について「古宿村常照寺ニアリ。或ハ云ウ、大掾清幹ノ子、盛幹始メテ吉田太郎ト称ス。ソノ後代々吉田氏ヲ称シ、一族那珂川ノ南北ニ繁衍ス。此所即チコノ吉田氏ノ居所ナリ」と記述がある。それは、現在の水戸市の南方に広がる低地の水田中へ、南方から北東に鍵形に屈折し突出している、標高二〇～二五メートルの半島状台地上に位置をしめている。（吉田城址実測図参照、以下、図と略記する。）台地のほぼ中央部にある仏日山常照寺の現在の寺域（図Ⅰ）と北東端地域の小林金也氏の宅地、耕地（図Ⅱ）、雑木林（図Ⅲ）およびそれらの周辺地域（図Ⅳ・Ⅴ）にその築城遺構と思われる土塁・空堀などがはっきりと現存している(1)。

まず、現存する遺構の調査結果にもとづいて、つぎの五つの区域に分けて説明しよう。

I 区域

常照寺の寺域の北西隅（図5）付近からその南西限崖縁の線に沿って土塁（図5、基底巾三～四メートル、高さ約〇・七メートル、寺域原面より起算、上巾二メートル、土塁その他の長さは図を参照、以下同じ）が寺域の南隅（図6）をめぐる、北東に向かって（基底巾六～七メートル、高さ同前、上巾三メートル）続いている。

この土塁の外方に、空堀（図6、上面巾三～四メートル、深さ〇・三～三メートル、図3掘切道より起算、四・二～四・八メートル、図5土塁上より起算、底巾一～三メートル）が、掘切の北方崖縁の図4地点より一五メートルの図3地点から土塁と並走し始め、寺域の南隅をめ

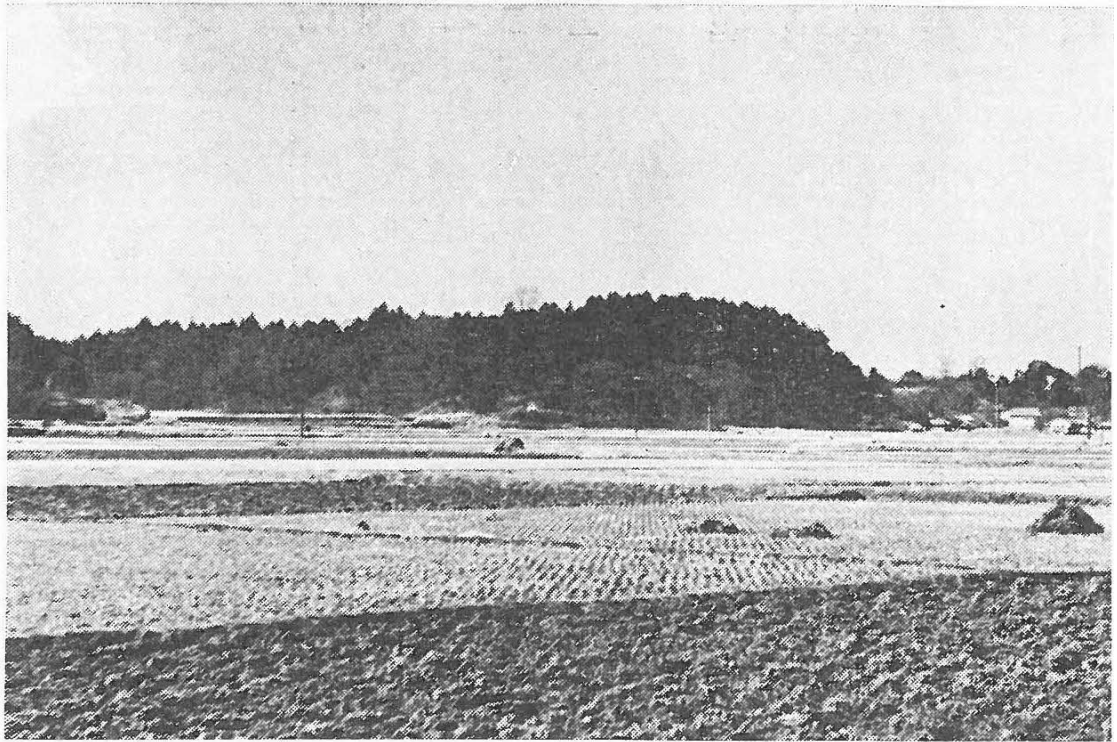
ぐり、北東に向かう。そしてこの堀は上面巾一〇～一三メートル、深さ三メートル（図7道跡面より起算）、深さ三～四・八メートル、（土塁上より起算）底巾二メートルであるが、さらに図6地点より北東に三〇メートルの辺りから、上面巾五～七メートル、深さ一・二～一・八メートル、（図7道路面より起算）、底巾一メートルと深さも巾も減じて、図8地点まで続いている。

寺域の南西限は前に述べた図6空堀を含んだ掘切（図3）（2）で、南方の図VI地域から遮断されていたことは明らかである。その掘切は現在のように南端付近で上面巾を増していたものではなく、図5地点と、それに対応する図VI地域の崖縁がつくり出している上面巾の一〇メートルが、この掘切の本来の上面巾であったと考えられる。すなわち、図6空堀の南東面の上面巾一〇～一三メートルがそのままこの掘切の上面巾で、それが右のように、北端の図4付近に残っているのである。

この図6空堀は前に述べたように、図8地点で終わっているのが現状であるが、十数年前までは第二山門脇に現存する上面巾七～一〇メートル、深さ二～四・五メートル、（寺域原面より起算）、底巾約二メートルの湾曲した空堀（図9）に連なっていたとのことである。その頃、墓地拡張の必要から図VII地域の南方崖縁に沿ってのびていた土塁を切り崩し、その土で、その空堀を埋め立てたとのことである。（常照寺住職、松永宗弘氏談）事実、現在でも、過去の空堀線を示すかすかな帯状の窪地が、墓地の内に連らなっている。実測図上の復元線は、それに導かれて引いたものである。

寺域の北東限は、この方面の台地下の水田から寺地に至る山門道（図1）を挟んで現存する前述の湾曲空堀と、北方台地下に向かって既述の図3掘切と同じく、北進するにしたがい下降する空堀（図10上面巾一三～一六メートル、深さ三～四メートル、寺域原面より起算、底巾四メ

ートル) とにより、すでに述べた小林金也氏の宅地、耕地および雑木林の両地域から区画されている。この図 9・10 の空堀が、昔は図 1 山門道を越えて結びついていたことは、両空堀間の土質調査から明らかなので、実測図では、そこにも復元線を引いてみたのである。



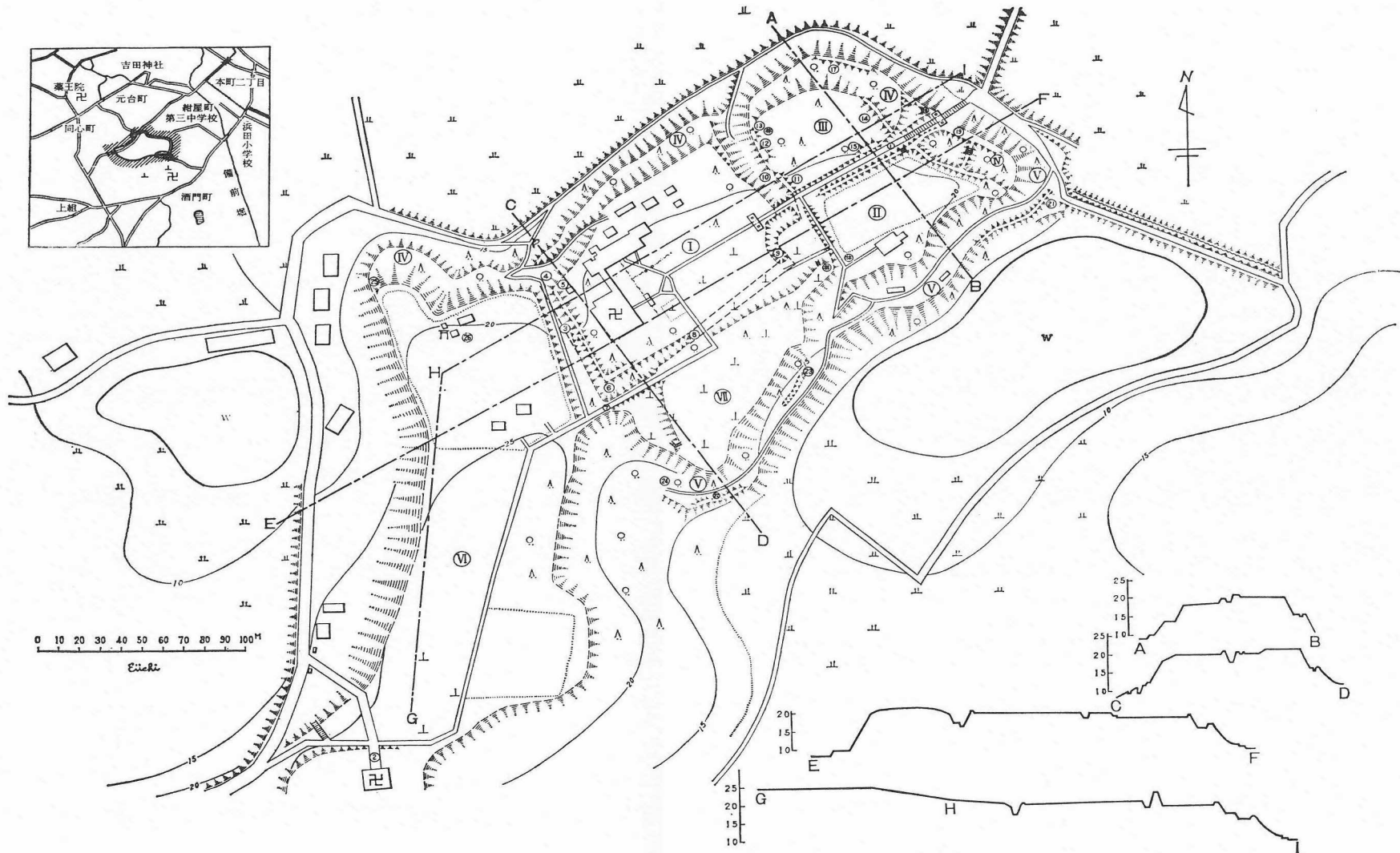
第 5 図 吉田城址遠望 一元吉田町古宿一

以上の事実から、常照寺の寺域は北西面を除いて、北東・南東・南西の各方面が空堀で囲まれ、土塁（図 5）がその内側を並走していた。ただし、北西面は下方の水田面からの比高約一〇メートルの崖の急傾斜をたのみ、最初から土塁は設けられず、単に柵などを連らねて、防禦力の強化を計ったのであろう。これらの特色を、他の地方の多くの遺構の研究から類推することができる。ともかく、常照寺の寺域は台地上の他の部分から、特定の通路を除いて完全に切り離されていたのである。

II 区域

次に、小林金也氏の宅地および耕地をふくむ区域（図Ⅱ）は、その現在の地目からも考えられるように、おそらくは、幾度か人力による地形改変が加えられているのであろう。明らかに遺構として認められるのは、南東端の崖縁から北西に一三メートルの地点より出発し、北東の崖縁に沿って走り、北東隅で、直角に近い角度でまがり、図1山門道に並走する土塁（図10）だけである。この土塁は後世の耕地開発などで切り崩され、変形していて、基底巾、上巾など不明確であるが、北東面では、高さ〇・三～〇・六メートル（内方原面より起算）、三・五～三・九メートル（同方位、下方空堀底より起算）、上巾平均二メートル、北東面では、高さ〇・三～〇・六メートル（内方原面より起算）、〇・四～一・四メートル（図1山門道路面上より起算）上巾一～一・五メートルである。

南東の崖縁には、残存土塁を暗示するような、かすかな盛土がところどころに見られるのであるが、それが耕地開発のために作られたものか（いわゆる根切溝の土が積み上げられてできたものか）、残存土塁であるかは不明である。その盛土が、中世、そこに走っていた土塁の残存であったと考えさせるものは、図Ⅶ地域の南東の崖縁に土塁がかつては連らなっており、その切り崩された土が図8と9の両地点を結んでいた空堀を埋めるために使用されたとの説明である（常照寺住職、松永氏談）。図Ⅶ地域の南東崖面の傾斜は、図Ⅱ地域の傾斜より遙かに急角度であり峻要でありながら、しかも土塁を連らねていた。したがって、より防禦力の弱い図Ⅱ地域の崖縁に、昔は土塁が築かれていたとしても不都合ではないはずである。



第 6 図 吉田城址実測図 昭和 36 年 12 月 3 日 作図

Ⅲ 区域

Ⅱ区域に対し、その北方の雑木林地域（図Ⅲ）に見られる遺構は、その西方限、すなわち、図10空堀縁に沿い、残存土塁（図11、基底巾約三メートル、高さ一～三メートル、内方原面より起算、以下同様、上巾二・五～四メートル）、残存土塁（図12、基底巾七メートル、高さ一・七～二メートル、上巾約四メートル）、残存土塁（図13、基底巾五メートル、高さ一・五～二・一メートル、上巾二メートル）などと、北東の崖縁に沿って走る土塁（図14、基底巾約三メートル、高さ〇・三～一メートル、上巾一・五～一・七メートル）、および南東限にある残存土塁（図15、基底巾三メートル、高さ〇・三メートル、上巾一メートル）などである。なお、前にのべた遺構のほかに、北西端近くに直径約一・五メートルの古井戸址が発見された。

Ⅳ 区域

この雑木林地域の原面から三～四メートルの外側下方をめぐって、北東から北西に帯状の地域（図Ⅳ）が下方、水田面より四～六メートルの比高で西進し、途中で既述の図10・3の空堀、および掘切などより再度切断されてはいるが、西端の図25地点までのびている。この図25地点をめぐったあたり、すなわち、図Ⅵ地域の西側崖縁は人工で削り落されていることがはっきりしているので、古くはこの方面まで連らなっていたのではないかと思われる。

この帯状地域に現存する遺構には、北東の崖縁に沿って走る土塁（図17、基底巾三メートル、高さ〇・六メートル、内方原面より起算、六～七メートル、外側、下方道路面より起算、上巾一メートル）がある。また、同じ崖縁の第一山門近くに、二個の残存土塁（図18、基底巾約三メートル、高さ〇・三～〇・七メートル、内方原面より起算、上巾三メ

ートル、および上巾・高さなど大略同じで、基底巾約四メートル)がある。

第一山門の南東部、すなわち図Ⅱ地域の北東面、下方の帯状の地域は結論的にのべるならば、図Ⅳ地区の一部をなすものであり、この地域の北東崖縁には土塁(図19、基底巾四～五メートル、高さ〇・六～〇・九メートル、内方原面より起算、上巾一・五～二メートル)がⅡ図地区の山門道(図1)に並走していた土塁(図16)の先端部と結びついている。この地域は土塁(図20、基底巾三メートル、高さ〇・三～〇・五メートル内方原面より起算、上巾一・五メートル)によりほぼ二分されている。その土塁から北西側の地は、上面巾が西北西から東南東に約二メートル、北々東から南々西に約一五メートル、深さ〇・三～〇・九メートルの大形の空堀のようにみえるが、じつは、用途不明の一区画をなしている。

この地区は、ある時期には、その北西の図Ⅳ地域の一連のものであったと思われる(3)。このことはまた、前述の図ⅡとⅢの両地区がやはりある時期には現在のように別個のものではなく、一個のものであったと考えられることに関連するのである。すなわち、山門道(図1)が開かれる以前は、図17・18などの残存土塁と図19土塁は一連のものであった。また図Ⅱ地域の図16土塁は、その地区の北東隅、すなわち、図16地点付近で、図Ⅲ地域の図14土塁に結びつき、さらに北方崖縁に沿って、図13・12・11などの残存土塁を連らねて走り、再び図Ⅱ地域の南西限の道路線付近を通り、さらに南東崖縁線に沿って東隅をめぐって図16土塁に結びついており、その頃は現存する図16土塁、および図15残存土塁などはいまだに存在せず、のちに現在は山門道になっている通路が開かれた折に、その工事から出た土が道の両側に積み上げられて作られたものであったと推定できる(いずれも山門道の開

通に関係する)。

V 区域

一方、その図 20 土塁から以東の地域では、図 19 土塁の南東端部分は消失し、付近の地域は崩れているので、その下方、台地の東南崖腹をめぐる帯状の地域(図 V、比高五～七メートル、下方の沼地より起算、巾一・一～一・四メートル)との関係は不明確である。この地域(図 V)は南西の図 24 地点で、南方から入り込む侵蝕谷に自然に落ちている。そこに見られる遺構は、崖縁に沿って走る土塁(図 21、基底巾五メートル、高さ〇・五～一メートル、内方原面より起算、上巾〇・七～一・五メートル)と、南西端付近に発見される二個の残存土塁(図 22、基底巾四～五メートル、高さ一メートル、内方原面より起算、上巾三メートルのもの、基底巾三・五メートル、高さ一メートル上巾二・三メートルのもの)、および空堀址のように推定される窪地(図 23、上面巾二～三メートル、深さ〇・五メートル、内方原面より起算)などである。その中、21 土塁はそのまま崖縁に沿って西進し、図 22 の残存土塁に結びついていたと考えられる。

さて、この図 V と前述の図 IV の両地域は古くは一連のものであったと思われる。現在両地域の落差は図 21 地点付近で約四・五メートルであるが、図 V 地区の北東端部は南西に向かい登り坂になっており、昔は図 IV と V のこの付近の落差は、現在ほどでなかったであろう。また、断面図、A-B、C-D(図参照)を比較すれば明らかなように、図 IV 地域の北西面とこの図 V 地域の南東面との比高差はほとんどなく、両地域台地の崖腹をめぐる一連の郭(徳川時代の軍学者のいう腰郭(こしぐるわ))であったと考えられる。

戦国築城の特色

これらの遺構を全体としてみるならば、「館址」と呼ばれるような中世前期の築城型式ではない。それは、全体として、戦国台地城郭の特相を示しているから、厳密に言えば「吉田城址」というべきものである。すなわち、図Ⅰ区域を本丸とし、それを図Ⅵ（この地域に現在築城遺構らしいものは存在せず、ただ北西崖端付近に天満宮〔飛梅天神〕の社〔図26〕があるだけである）と、図ⅡおよびⅢの両地域を一つにした地域などを二の郭として、東西から挟み、図Ⅶ地域を三の郭として南面を固め、さらに、外方を図Ⅳ・Ⅴなどの腰郭で包んだ典型的な戦国台地城郭の郭配置である。そこでまず、この地が中世前期の吉田館の地であったかどうかということから考えなおしてみよう。

中世の吉田庄・吉田郷の本拠が今日の元吉田町のあたりであり、その中核的な地点が吉田古宿であることは、疑いをいれない（第六章第三節参照）。さらに、その吉田古宿内で、築城遺構の現存するこの半島状台地は、南方の半島基部を除いて、他の三面ではすべて水田低地でかこまれ、現在でも、この周辺一帯で最も峻要な地相を示している。その水田低地は、中世ではおそらく接近不可能な深田であったと思われる。いうまでもなく、これは中世城郭では最も一般的な選地型式の一つ、半島状台地型式である。この選地条件から考えて、この地に中世前期の吉田館が置かれたということは、まず疑問の余地はなかろう。それならば、その吉田館はこの台地の上のどの地域か、すでにのべた遺構のうちでどの部分が吉田館の遺構であろうか、という問題が残る。

最初に掲げたとおり、新編常陸国誌は吉田館が常照寺境内であると述べているけれども、もとの境内は、現在の境内と多少相違しており、図3掘切以東の半島状台地のすべてを意味していた。現に今日でも、ここはすべて常照寺の所有である。もし、新編常陸国誌のいう常照寺

境内を、この地域全部として理解するならば、吉田氏の時代と遺構との間に食い違いが起こってくる。なぜなら、そこに現存する遺構全体は、すでに述べたとおり、戦国台地城郭であり、中世前期の館型式築城の縄張りではないからである。それで、吉田館址をこの戦国期の築城遺構の内に求めるとすれば、その決定に至る経過は極めて簡単である。すなわち、全体としての戦国台地城郭の遺構から戦国城郭の諸構成要素を除去してみる方法を採用すればよい。

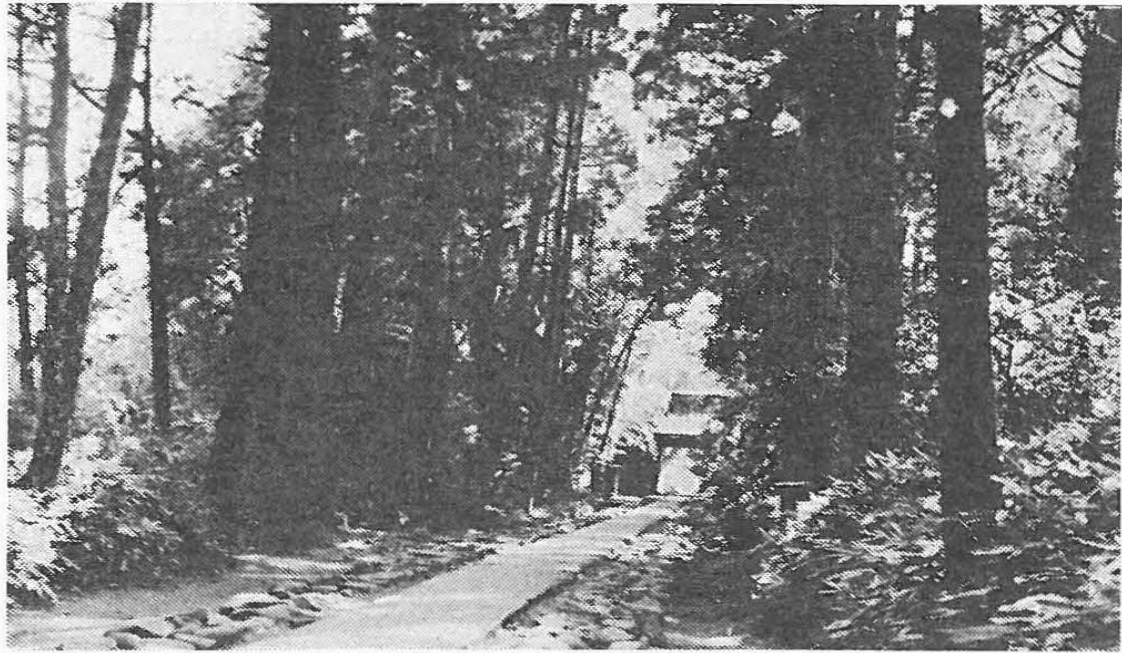
一般に、戦国城郭構成の諸要素の中で本城址とみられるものは、腰郭・二重土塁・戦国空堀・戦国的郭配置・堀底（堀内）道などである。ところが吉田の遺構中にみられる腰郭は、すでに述べたように、半島状台地崖腹をめぐる図ⅣおよびⅤなどの部分であって、それらが戦国期の付加であることはいうまでもない。さらに、この遺構中の他の構成要素である二重土塁によっても明らかである。戦国二重土塁には、同位比高上のものと異位比高面上のものがあるが、ここでは後者がはっきりしている。すなわち、図14と18の土塁、又は図16と19の土塁など（断面図E-F、G-H-I、など参照）がそれである。吉田館を考える時に、図18および19の土塁は腰郭（図Ⅳ・Ⅴ）とともに取り去らなければならない。また戦国空堀の特色の一つは、その上面巾にある。すなわち、七・二～一四・五メートルが最も普遍的な上面巾である（4）。この遺構中では、図6・9・10などの空堀が大体右に述べた戦国空堀にみられる普遍的上面巾にあたる。その点から、ここに戦国期の築城土木工事が加えられたものと推定されるのである。

つぎに、戦国的郭配置を問題にしよう。図ⅥおよびⅦの地域はおのおの一つの郭を形成するものであり、いずれも戦国城郭に独得な郭配置を示すものである。したがって、いまそれらをすべて取り除いてみるならば、結局図Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの三つの郭だけが残る。中世前期の吉田館

は、これらのいずれかに置かれたのである。中世の半島状台地城郭では、その先端部分に、その城の中核部（後の本丸）が設けられるのが一般的であるけれども、かえってその型式が避けられ、半島台地の中央部にそれが置かれる場合もある（5）。それ故、半島台地中央部の本堂を含む現在の常照寺境内（図Ⅰ）を、中世前期の吉田館の位置であるとしても差支えない。この地域こそ館址と推定できる。その論拠は、（一）北方は急傾斜の崖を利用し、掘切・空堀・復元空堀・土墨などで囲まれたその地域が、中世前期の城郭に一般的である方形館の形態を多分に保持していること、（二）一面を接近困難な崖で限り、築城労働力の減少をはかるこのような型式は、初期の台地館址にしばしば発見されること（6）、以上の二点である。そして、半島台地の先端部分（図Ⅱ・Ⅲ）は後世に付加された囲郭であろう。

すでに述べた図6空堀（但し、南東面）および図10空堀などの上面巾は、さきの戦国空堀の標準的な上面巾とほぼ一致するものである。もともとこれらの空堀の上面巾は、中世初期では現存のものほど巾広いものではなかったろうが、戦国期に掘り広げられたものと考えられる。それはとりもなおさず、それらの空堀で台地上の他の部分から切り離されている現在の常照寺境内（図Ⅰ・中世前期の吉田館の占地部分）でも、依然として城郭全体の中で中核的な重要性を持つ地域、すなわち戦国城郭の本丸であったことを意味するものであろう。

以上で、中世前期の吉田館の位置、およびその地域の戦国城郭における意義もすでに明らかになったが、つぎにこの吉田館への大手口を考定しよう。半島状台地に占地する中世城郭では、大手口はその半島基部付近に開かれるのが、もっとも一般的である。すなわち、それをこの吉田館について考えるならば、図Ⅵ地域の蓮乗寺（図2）付近でなければならない。



第7図 吉田城の遺構
上は山門道、下は空堀址の一部

ところが現在、その付近には何等それを連想させるような遺構はもろんのこと、そのような地形さえも見あたらない。この半島基部に大手口が開かれる、というのはあくまで原則であって、基部付近の地形が大手口として不適當である場合は、半島台地の側面から台地上に登る道が開かれ、それが台地上の要害な地点に開かれた大手口へと導かれている例もある(7)。この古宿の土地が浜田村とともに吉田庄・吉田郷の東限であったことや、吉田神社の位置などから考えると、北方または西方からこの台地に登る道があったと推測される(8)。そこで初期の吉田館の大手口は図6空堀の南隅、すなわち図6地点と、南方から入り込んでいる侵蝕谷とが作り出している南北約五メートルの地峡(図7地点)に開かれ、そこに柵門または櫓門(やぐら)などが設けられたのではないかと思う(9)。

結論

以上を要約すれば、中世前期の吉田太郎時代の吉田館は現在の常照寺境内(図I)で、北方は峻峻な台地崖縁を利用し、他の三面は空堀・土塁などでかこんだ方形単郭式の変形であった。それが、つぎの時期(おそらく南北朝あたり)半島台地端郭の図IIとIIIの両地域を一つにした一郭を付加されて、直線的連郭式館城に発展した。さらに戦国期に入ると、古い吉田館の地域、すなわち常照寺の境内をそのまま本丸として、北東面では図IIとIIIとを一つにした郭により、西方面では図VIの郭を設け、また本丸の南方を強化するために図VIIの郭を設け、さらにそれらを腰郭である図IVおよびVでかこみ、それぞれの曲輪の連絡・交通は、図IVの腰郭から図10および3に導かれた戦国城郭独得の堀底道によって行なった最も典型的な戦国半島台地城郭となった。半島台地端の図IIとIIIが現在のように分離したのは、後世のことであり、

北東方面から第一山門に至る通路（図 1、この方面における東方からの通路は近年に開かれたものである）が開かれてからのことであろう。

江戸氏の時代、この築城遺構が、水戸城の出城の一つとして利用されたであろうことは、その地理的観点から十分に考えられる。その際に、この北東方面から山門に至る水田中の通路（東南東方面からの通路は近年に開かれたもの）と、それに通ずる山門道（図 1）とが開かれたものと思われる。その開削の土が通路の両側に積み上げられ、土塁（図 16）や残存土塁（図 15）となったものではないだろうか。もっともこれは単なる推測に過ぎないけれども、この方面に大手口が開かれたとは考えられない。というのは、北東面は城の鬼門にあたるので、大手口としては忌み避けるのが一般的であったからである。

要するに、吉田館址の名で呼ばれてきたこの築城遺構は、中世前期の館址、つぎの館城址および戦国城址などの各型式の築城遺構が一カ所に残されていて、城郭史的に価値の高いものである。ただし、吉田氏が鎌倉時代に衰えてのち、これほどの構えの城に誰が居城したか、江戸氏の時代でもその事は明らかでない。つぎの佐竹氏の時代では、水戸城の大拡張を行なったので吉田城は廃城となったであろう。

注 (1) いずれも、番地は市内元吉田町二七二三であり、それら一帯の地域は常照寺の所有地である。

(2) この場合は一般の掘切のように完全に台地を切断していない。図 7 地点付近を残してはいるが、その地帯を土橋とみれば、これも一種の掘切である。

(3) 図 IV 地域の北東面とこの地域の同じ方位の原面が、下方の水田面よりの比高が約六メートルで同位である。このことは、それらが一連である論拠の一つとなる。同様に比高のことは、図 II と III の両地区についてもあてはまることであろう。

- (4) 関東地方における戦国城郭一〇〇カ所の内、八四カ所まであてはまった公約数であるので、これを戦国城郭の空堀上面巾の関東地方における普遍的尺度とした。
- (5) 一例をあげれば、
石神井城址（所在地、東京都練馬区上石神井二丁目）大石館址（所在地、東京都八王子市松木）小室栄一氏「中世豪族館城の研究－関東地方における館址の実測とその復元試論－」日本学士院紀要第一七号、第一巻参照。
- (6) 一例をあげれば、
内青鳥城址（所在地、埼玉県東松山市石橋）の中核部、また占地状態が多少異なり、台地隅ではあるか、同様な特色を持ったものに二宮城址（所在地、東京都秋川市東秋留）がある。小室栄一氏、前掲論文参照。
- (7) 前述の大石館址はやはりその占地する半島状台地の基部の地形状態から、その方面には大手口が開かれず、台地側面に開かれた一例である。
（小室栄一氏、前掲論文参照）
- (8) 「新編常陸国誌」上巻吉田の条。
- (9) この図 7 地峡付近に寺門姓の家（図 26、古宿、二七二一番地）があり、その姓名の特色が、この方面に昔は常照寺の大門が開かれていたのではないか、という想像に多少の論拠を提供するかのようと思われる。しかし常照寺の大門と吉田館の大手門を一致せしめるためには、一般に寺院と城郭との関係から、まず常照寺が吉田館の持仏堂から発展した寺であり、しかも、その開基が吉田館の存立期からあまり時を経過していないことが、大きな条件となる。ところが、常照寺は元禄十四年三月に始めて、この現在位置に建てられているのである。（新編常陸国誌、上巻古宿の条）。したがって、同寺は中世初期の吉田館

にも、その後の戦国期の吉田城にも関係はない。なお、台地基部にある花光山蓮乗寺も江戸時代に移って来たものであるから、古い吉田館とはもちろんのこと、後の吉田城との関係も考えられない。

第三節 河和田城址

概観

河和田城址は、市内河和田町にあり、その遺構である土塁・空堀・水濠址などが現存する。その地域は、北に天徳寺、西に河和田小学校、南西に八坂神社、南に報仏寺、その他を内包した東西約五一〇メートル、南北約六〇〇メートルにおよぶ広大な範囲にわたっている。この城址および周辺一帯は、標高三〇メートルの台地上にあって、豊かな地下水により十分な深度をもつ帯状の窪地が錯綜している。過去の築城の際には、この要害に富む自然の地形が利用されたことであろう。(河和田城址実測図参照、以下単に図と略記する)

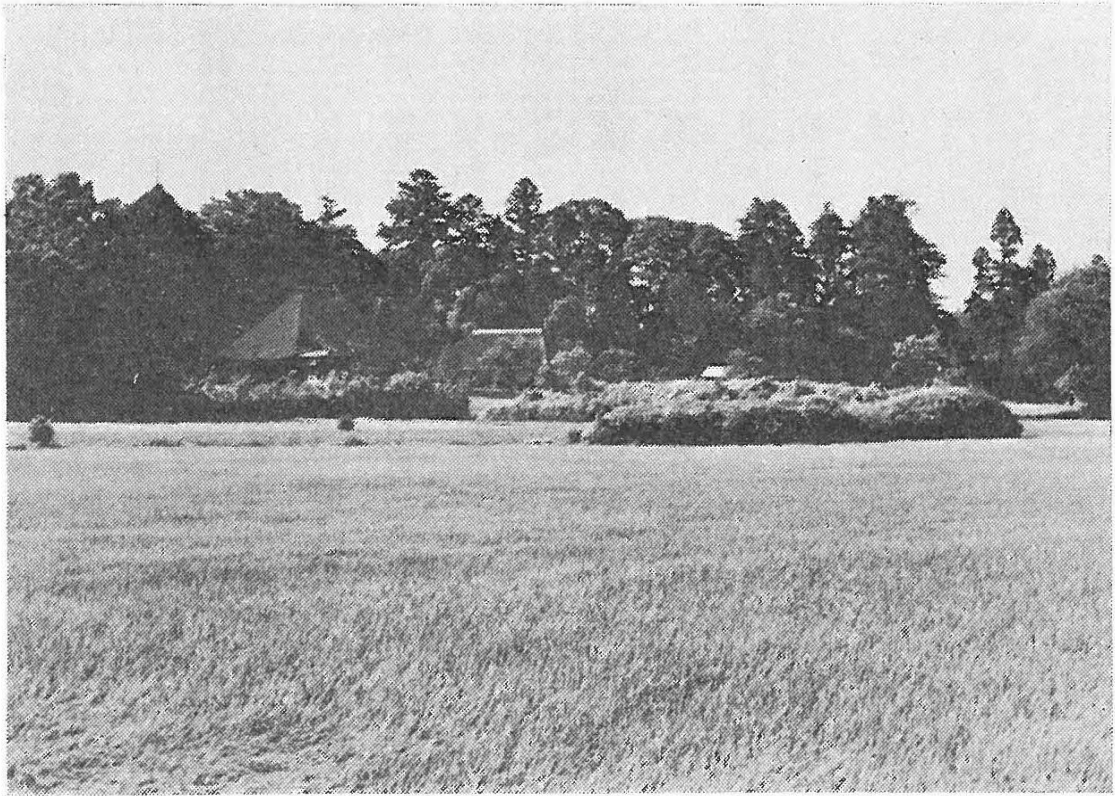
この広大な城址を正確に理解するために、その全体を、次の七つの区域に分けて考えよう。

- (一) 城址のほぼ中央にあたる宅地(小泉誠三・大縄安央両氏の宅地、河和田町九九〇～一〇〇〇番地)を中心とした区域(図Ⅰ)
- (二) 城址の北寄りに当たる天徳寺(河和田町九一四―一番地)を取り囲む区域(図Ⅱ)
- (三) 城址南西の通称兵部屋敷といわれる雑木林とその南東に広がる耕地・草地(図Ⅲ)
- (四) 城址南西端の八坂神社(天王さま)および、それに隣接する宅地(河和田邦家氏の宅地、河和田町九七一番地)などの所在する

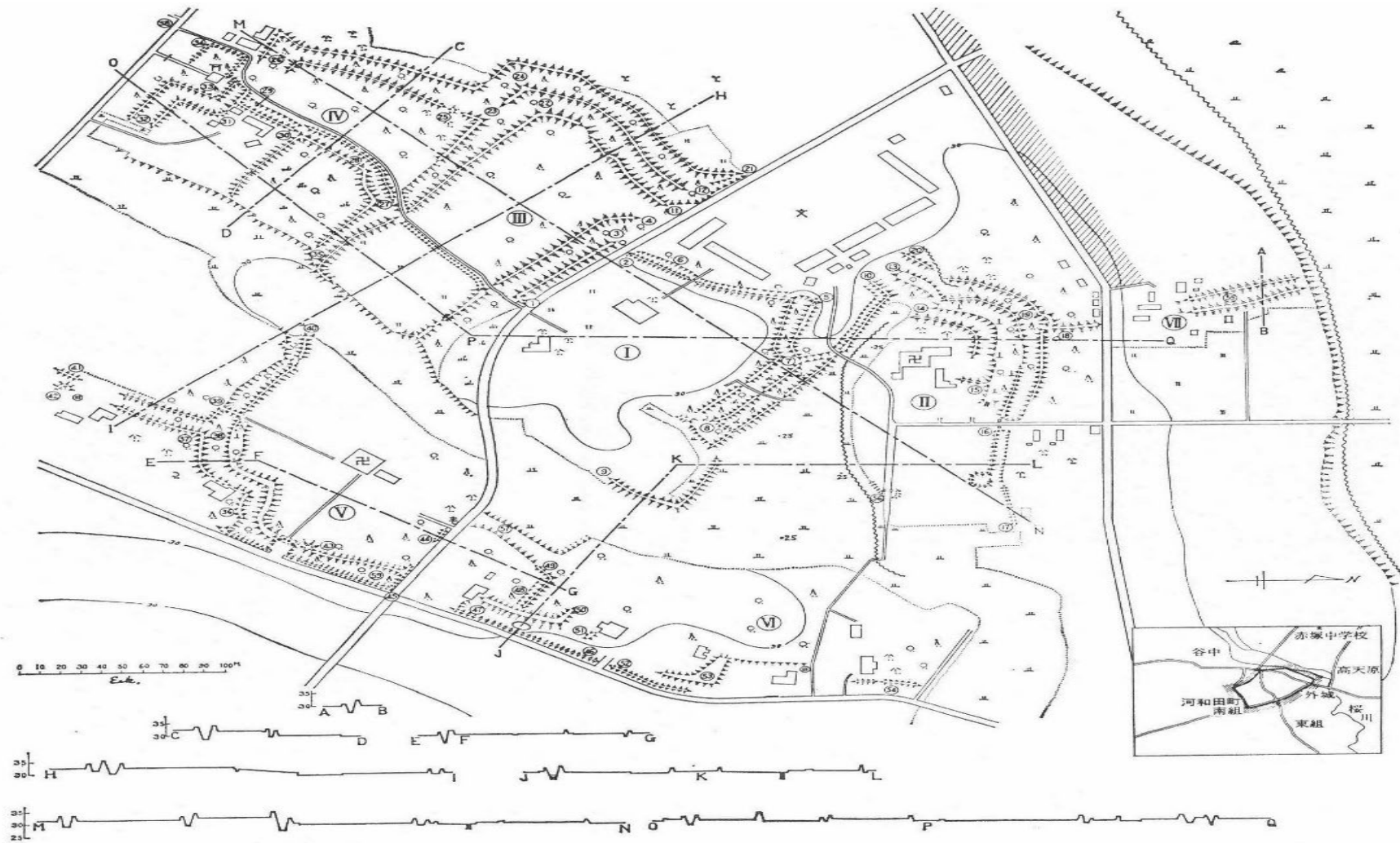
区域（図Ⅳ）

- （五）城址南東の報仏寺（河和田町八八七番地）を取り囲む区域（図Ⅴ）
- （六）城址の東方部分にある宅地（石川辰夫・高野繁両氏の宅地、河和田町八〇四―八三三番地）を含む区域（図Ⅵ）
- （七）城址の北方を東西に走り、水戸市と岩間町方面とを結ぶ街道の彼方にある、端坪（はたつぼ）といわれる地域と外城坪（がいじょうつぼ）と呼ばれる地域とに挟まれた宅地（赤地理章氏の宅地、河和田町三〇〇五番地により代表される）およびその付近一帯（図Ⅶ）

次に、これらの地区ごとに、実測調査の結果を説明しよう。



第 8 図 河和田城の遺構



第9図 河和田城址実測図 昭和37年9月29日 作図

I 区域

南東から北西に通る道路（図 45）に沿って、図 1 土塁（基底巾約六メートル、高さ二・五メートル内方道路上起算、三～五メートル、外方空堀底起算、上巾、二～三メートル）が続いている。そして図 45 道路を隔てて、ちょうどそれが切れる向かい側の地点から、図 2 土塁（北西側では基底巾三～四メートル、高さ一～二五メートル、内方原面起算、一～三メートル外方空堀底起算、上巾一～・五メートル、北方から北東側では、基底巾五～六メートル、高さ約二メートル、内方原面起算、二～三メートル、外方空堀底起算、上巾一・五～二メートル）が始まり、北西から北方をめぐり、この地域の北東面を囲んでいる。

これらの土塁（図 1、2）の外方に、西南面では、図 3 空堀（上面巾一二～一五メートル、深さ三・五～七メートル、外方土塁〔図 4〕上起算、底巾四メートル）が並走しているが、これも図 3 地点付近で、同じ道路（図 45）によりとざされている。その同じ道路を越えて、北西側では図 6 空堀（上面巾二～四メートル、深さ〇・三～一メートル、外方、河和田小学校原面起算、底巾一～二メートル）が北西隅まで続いている。そして、この地点をめぐって図 7 空堀（上巾六～一〇メートル、深さ一・五～二メートル、外方土塁〔図 5〕上起算、底巾四メートル）となり、図 8 地点まで続いている。

さらに、それらの空堀（図 37）の外方、南西・北・東の各面は図 4 土塁と図 5 土塁とで囲まれる。図 4 土塁（基底巾五～九メートル、高さ約一・二～三・四メートル、外方図Ⅲ区域、原面起算、上巾一～三メートル）は図 1 地点から南西八坂神社（図 33）方面に通ずる巾約一メートルの通路で断ち切られるが、それを越えて、再び基底巾五～一メートル、高さ〇・六～一メートル（内方雑木林原面起算）、一・七～二・五メートル（外方耕地面起算）、上巾一～三メートルを示し、断続

しながら南方の水田面に臨み、さらに南々西に折れ、約一〇メートル残っている。(図 5 土塁、基底巾三～四メートル、高さ一～一・五メートル、外方空堀底起算、上巾一～二メートル) またこの区域の東方水田中に鍵形の土塁(図 9、基底巾三～四メートル、高さ一・七～二・五メートル、水田面起算、上巾一～一・五メートル)が残存している。この図 9 残存土塁の北西端附近から南方へ約一〇メートルの地点から、図 10 土塁(基底巾四メートル、高さ一～一・九メートル、内方空堀底起算、一・七～三メートル、外方水田面起算、上巾一～二メートル)が出発し、その地域の北東、北、北西の各面をめぐり、河和田小学校裏(図 10 地点)まで連らなっている。この図 10 土塁の内側に、並走するコの字形の崩れたような空堀(上面巾三～五メートル、深さ〇・五メートル、河和田小学校裏庭原面起算)が図 7 地点に至っている。

II 区域

まず天徳寺本堂の北西を、図 14 土塁(基底巾三～五メートル、高さ一・五～三・五メートル、内方寺地原面起算、二・五～四・五メートル、外方空堀底起算、上巾一～一・七メートル)が囲み、その外方に空堀(上面巾一〇メートル、深さ四メートル、外方土塁〔図 13〕上起算、底巾二メートル)が並走している。

図 13 土塁は、上部が削りならされ、墓地に利用されているため、その本来の形は明らかではない。南西端部分は島形(基底巾八～一五メートル、高さ三メートル内方湿地起算、二メートル、外方湿地起算、上巾三～一〇メートル、長さ二三メートル、南西から北東に)をなし、巾約一メートルの土橋により、墓地に利用されている土塁(基底巾約一八メートル、高さ二・二～四メートル、内方空堀底起算、上巾八～一・五メートル)に連らなるその墓地土塁の外縁線に沿って、西・北西・北

の各面をめぐり、断続している土塁（基底巾三～四・五メートル、高さ〇・五～二メートル、墓地原面起算、三～四・五メートル、外方空堀底起算、上巾一～一・五メートル）が寺門西側まで連なっている。なお、この墓地土塁東端の石段より西に約一四・五メートルの地点から南に向かい、土塁（図 15、基底巾二メートル、高さ一・五メートル、寺地原面起算、上巾〇・五メートル）が約一二メートル残存している。

この図 13 墓地土塁に対応して寺門東側より図 16 土塁（基底巾二メートル、高さ二～二・五メートル、内方寺地原面起算、二・五～三メートル、外方空堀底起算、上巾一メートル）が貯水池の付近までのびる。その東端より北東に約一〇メートルの地点から、図 17 土塁（基底巾四メートル、高さ二・三～二・五メートル、内側耕地原面起算、一・七～二・五メートル、外方宅地原面起算、上巾二・五メートル）が東に向かい三四メートルのびている。

寺門西側外方の空堀（図 19、上面巾一一～一七メートル、深さ二～四・四五メートル、外方土塁〔図 20〕上起算、底面二～四メートル）は寺門の北方から北西方を囲んでいる南北に通る道路西縁より、図 19 空堀北縁に沿って約二〇メートルの地点から、図 20 土塁（基底巾二～五メートル、高さ一～一・五メートル、外方原面起算、上巾一～三メートル）が図 19 空堀にそって走る。その東端より約六〇メートルの地点で図 18 土塁（基底巾六メートル、高さ一～二メートル、東西原面起算、上巾三メートル）が北方の街道ぎわまでのびている。図 20 土塁の南端から南西に約一〇メートルの地点に、断片的土塁（基底巾約五メートル、高さ一・二～一・五メートル、内方空堀底起算六メートル、外方水濠址面起算上巾二メートル）が南西に向かい二三メートル残っている。なお、天徳寺の東方寺門の左右には、高さ〇・八メートルと一・二メートル（道路原面起算）の残存土塁（図 56）がある。

Ⅲ 区域

土塁（図 11）が北方道路ぎわ図 11 地点に始まり、南西に進み、西端（図 22）で南東に方向を変え、途中、図 1 地点から南西の八坂神社方面に抜ける通路により中断されるが、さらに南東にのび、南端の水田際（図 35 地点）で水田に沿って折れ、北東に向かう。この土塁（図 11）は、基底巾六～七メートル、高さ一・五～二・七メートル、（図Ⅲ区域内方原面起算）、三・五～六メートル（外方空堀〔図 22〕底起算）、二・五メートル（南東水田面起算）、上巾一～二メートルである。その外方の空堀（図 22、上面巾七～一六メートル、深さ一・三～六メートル外方土塁〔図 12〕上起算、底巾三・五～七メートル）は前述の八坂神社に通ずる道路で同じく一度切断されるのであるが、その道路を越えて南東水田（図 35 地点）に落ちている。この図 22 空堀の外方に並走して、土塁（図 12 基底巾六～一メートル、高さ五～六メートル、外方空堀〔24〕図底起算上巾二～三メートル）が南西端（図 24 地点）で南東に折れ、図 23 地点まで約一五メートルのびている。この図Ⅲ区域の北東面は、図Ⅰ区域の南西限をなしていた図 1 および図 4 の土塁と、それらに挟まれた図 3 空堀などによって限られている。

Ⅳ 区域

この地域は、図 1 地点から南西の八坂神社方面に至る通路（図 1-58）により、二つの部分に分かれる。その一つ北西部分では、北東・北西・南西の三面で空堀（図 2324）縁に沿い断続しながら、土塁（図 26 基底巾四～六メートル、高さ〇・五～二・五メートル、内方原面起算、三～四メートル、外方空堀底起算、上巾一～三メートル）が走り、南西端（図 26 地点）付近で南東に折れ約一〇メートルのびている。

南東面の空堀（図 29）に接し、通路（図 1-58）に沿って走る土塁

(図 27 基底巾三～四メートル、高さ〇・三～一・五メートル、図 1-58 通路上起算一・六二メートル、図 29 空堀底起算、上巾一～二・五メートル) と南東水田縁 (図 35 地点) に出発し、図 27 地点において西進、さらに南西に折れ、図 30 地点をめぐるって再び南東に折れ水田縁に至る土塁 (図 28 基底巾三～五メートル、高さ一・五～二・五メートル内方草地、雑木林原面起算一・三～五メートル外方空堀〔図 2922〕底起算、上巾一～三メートル) とに挟まれる空堀 (図 29 上面巾六～八メートル、深さ一・六～二メートル、底巾二～四メートル) がさらに南西端 (図 29 地点付近) までのびている。

また、前述の図 28 土塁の南西端 (図 30 地点付近) から、南西に約八メートルの空間を置いて、図 29 空堀に沿い河和田邦家氏宅の裏を走り、やがてその空堀を越え、通路 (1-58) 縁に至る土塁 (図 30、基底巾三～四メートル、高さ二メートル、河和田氏宅地原面起算、一～二メートル、図 58 空堀底起算、上巾一～二メートル) がある。

河和田氏宅地の南西限に始まる土塁 (図 31 基底巾六メートル、高さ一～二メートル、河和田氏宅地原面起算三～三・五メートル外方、水濠、部分的に空堀〔図 32〕起算、上巾一三メートル) は、その外方に並走する図 32 水濠、空堀 (上面巾九メートル、深さ二・五メートル、外方土塁〔図 33〕上起算、底巾四メートル) を挟み、八坂神社裏の北東から南東をめぐるっている図 33 土塁 (基底巾五メートル、高さ一メートル、八坂神社原面起算、上巾一～二メートル) と相對している。それらはいずれも南東水田面に至っている。

この区域では、以上の外に八坂神社の北東・北西・南西の各面をめぐるっている土塁 (図 34、基底巾二メートル、高さ〇・三～一・五メートル、上巾〇・五メートル) が見られるが、これは築城関係の遺構とは考えられない。むしろ古い時代の倉庫址などに関係のあるもののように

思われる。

図Ⅲ区域とこの図Ⅳ区域の北西面外方は、共通の空堀（図24、上面巾八～一四メートル、深さ三・五～五メートル、外方土塁〔図21〕上起算、底巾四～六メートル）と土塁（図21、基底巾五～六メートル、高さ一・二～二メートル、外方耕地面起算、上巾一～三メートル）とにより固められている。

なお、前述の図ⅠⅡⅢⅣの各区域を一括した地域と、以下述べようとする図Ⅴ・Ⅵの各区域を一括した地域との間には、現在は水田として利用されている帯状の窪地が、南西から北東にのびて、両地区を分かっている。

V 区域

報仏寺の寺域東隅をめぐり、その地点（図45）で二つの道路が交差する。その各々に沿って図45の土塁（基底巾二～三メートル、高さ〇・三～一メートル、道路面起算、三～三・六メートル、内方空堀〔図59〕底起算、上巾〇・五～二メートル）が続く。その南西に向かうものは、寺門入口の土橋を越えてのびる部分も、大略同じであり、また北西に続くものも大体同様の数字を示している。

しかし、北西に向かう土塁と同一の線上に土塁（図44、基底巾五メートル、高さ〇・三～二メートル、外方道路面起算、〇・五～一・八メートル、内方寺地原面起算、上巾〇・八メートル）が約一五メートル残存している。

図45土塁の内方には、空堀（図59、上面巾八～一六メートル、深さ四・五～六メートル、内方土塁〔図43〕上起算、底巾二～四メートル）がやはり、寺門土橋を越えて図36地点付近までのびている。その内側に並走する上記の図43土塁（基底巾六・五～七メートル、高さ一～二

メートル、寺地原面起算上、巾二・五メートル)は寺門付近で四・五×三メートルの頂上面をもつ鐘楼台となっている。

寺門南西側の外方には、土塁(図 36、基底巾五～七メートル、高さ一～一・五メートル、外方宅地面起算、四～四・五メートル、内方空堀〔図 38〕底起算、上巾二～三メートル)がある。これは家屋建築のために途中切り崩されるが、家屋裏から再び図 37 土塁(基底巾四～七メートル、高さ〇・五～一・七メートル、外方原面起算、二～三・七メートル、内方空堀〔図 38〕底起算、上巾二～三メートル)となり、丸山仙介氏宅(市内河和田町五一六番地)裏までのびる。

なお、その同一線上に残存土塁(図 42、基底巾三～五メートル、高さ一～二メートル、上巾一～二・五メートル)が不規則な形で発見され、そのかたわらに古井戸も発見された。この残存土塁と相對し、規則的な土塁(図 41、基底巾約三メートル、高さ〇・七メートル、上巾一メートル)の残存がある。これは古くは空堀を挟んで図 37 土塁に相對した土塁(図 39、基底巾二～四メートル、高さ〇・三～一メートル、外方雑木林原面起算、一・五～三メートル、内方空堀底起算、上巾一～二メートル)に連らなっていたものと思われる。

次に空堀(図 38、上面巾五～一二メートル、深さ二・八～六メートル、内方土塁〔図 40〕上起算、底巾二～四メートル)は一般に深度が大きく、部分的には湧水により水濠の觀を呈している。そして図 38 地点付近で分岐し、西南に向かうものと、西方に進むものとなる。前者は約四五メートルくらいで消えうせ、後者は図 39 地点で、外方と内方寺地とを結ぶ土橋によって、一度は遮断されるのであるが、ついには西方水田に落ちるのである。

この空堀に並走する土塁(図 40、基底巾六メートル、高さ二～二・五メートル、寺地原面起算、上巾一～二メートル、但し〔図 39〕の土

橋の西ぎわまで)は、土橋(図 39) 以東の部分では墓地に利用される。そのため土塁上が削平され、一般に上巾または基底巾も増大しながら(基底巾四～一二メートル、高さ一～二メートル、内方寺地原面起算、上巾一・五～七メートル)報仏寺の寺門の西際まで連らなっている。

VI 区域

図 45 十字交差点から東に約三〇メートルの地点から、道路に沿って土塁(図 46、基底巾二～三メートル、高さ〇・五～一メートル、外方道路上起算、一～五メートル、内方空堀底および水濠面起算、上巾〇・三～一メートル)が石川邸入口南西線まで続く、その内側に空堀、部分的に水濠(図 47 上面巾約一〇メートル、深さ約七メートル、内方土塁〔図 50〕上起算)が並走している。

その内方に土塁(図 50、基底巾八～一二メートル、高さ四・五～七メートル、石川氏宅地原面および図 47 堀底起算、二・五～五メートル、西方原面起算、上巾二～四メートル)が鋸形に残る。その西側の中程より土塁(図 49、基底巾三～四メートル、高さ一・二メートル、北側原面起算、一・一～一・五メートル、南側空堀底起算、上巾一メートル)およびそれに並走する空堀(図 49、上面巾二メートル深さ〇・三～一メートル、底巾一メートル)が現存する。

また、石川氏宅地内に残存土塁(図 51、基底巾六・五メートル、高さ一・八メートル、上巾二メートル)が七メートル続いている。図 57 地域は二段となり水田に落ちている。かつてそこには土塁が図 49 地点から南西の道路ぎわまで続いていたのが、切り崩された結果、現在のような段階的地相をなしたと思われる。

石川邸入口の北東ぎわから土塁(図 52、基底巾二・五～四メートル、高さ〇・五～〇・九メートル、外方道路上起算、〇・七メートル、内方

空地原面起算、上巾〇・九メートル)が道路に沿い約四一メートル続く。その内側に鍵形をなす土塁(図53、基底巾一二~二〇メートル、高さ〇・八~一・五メートル、内方南西宅地原面起算、二~二・五メートル、北東宅地原面起算、上巾二~一三メートル)が不規則な姿をとどめている。

なお、高野繁氏宅地の南に断続する二つの土塁(図54、基底巾六メートル、高さ〇・六~〇・八メートル、西側宅地原面起算、上巾一メートル、長さ一三メートルの南よりのものと、基底巾六メートル、高さ〇・五メートル、西側竹林原面起算、上巾一五メートル、長さ一六メートルの北よりのもの)がある。

これらとその東側を走る道路との間に、帯状の水田がある。

Ⅶ 区域

赤地理章氏宅地(河和田町三〇〇五番地)裏に北方の低地水田に向けてのびる二条の土塁と、それらに挟まれた空堀(図55、上面巾六~九メートル、深さ四・五~五メートル、東方土塁上起算、底巾二~四メートル)とがある。この空堀は西側の土塁(基底巾四メートル、高さ一メートル、西方原面底算、一・五~三・五メートル、東方空堀底起算、上巾一・五~二メートル)と東側の土塁(基底巾六メートル、高さ二~二・五メートル、東側耕地面起算、上巾一・五~二メートル)とに挟まれている。

以上が現存遺構の具体的説明である。

復元的考察

つぎにそれら多数の遺構を相互に考え合わせて結びつけ、また各地域間の関係を考察し、現存の遺構をもとにして復元的考察を行なうことが必要である。その場合、参考になるのは「川和田故城往古之図」という古図である。これは城図としてはずさんな部類に属するものである。例えば現存の城址遺構の北方部分では、六重の西方では、五重の土塁がめぐらされているのに、すべて四重の土塁として表現されている。なお、それら土塁の間に挟まれている空堀についてはまったくその表現を忘れている。また街道を越えて、北方の図Ⅶ地域に現存する二条の土塁およびそれらに挟まれる空堀などを見落しているなど、写実性や精密性を欠いたものである。このような多くの欠点を持っているにも拘らず、この城図は、また大きな学問的価値を持つものである。というのは、この城図によれば、城の土塁のほとんどすべてが図Ⅰ地域を同心円的に取り囲んでいることが明示されており、また定口(大手口)が南東方の報仏寺付近(図Ⅴ)に開かれていたことや、八坂神社前の道路が故道に相当することなどを教えられるからである。

この城図を参考としながら、実測図上に復元線を考えていこう。まず図Ⅰ区域の外方北西面の遺構は、河和田小学校が建てられた際に大きく破壊された。(平戸郡治氏談、平戸氏は河和田城址地の大部分を所有する人である)すなわち図1土塁の北西端は道路を越えて図2土塁の南西端は図1土塁の北東端に、図3空堀は図6空堀および図7空堀などに連らなり、図4土塁も図5土塁に連らなる。そしてこの図5土塁は南端(図8地点)で鍵形をなして、図9土塁に結びつき、図9土塁の南西端は、図4土塁の図1-58通路を越えた南東端に結びついていたとも考えられる。しかしこの部分は、またそこに広がっている帯状窪地の深田を利用し、最初から土塁は設けられなかったかも知れな

い。

さらに図 10 土塁は図 11 土塁に、図 12 土塁は図 13 土塁に、図 20 土塁は図 21 土塁に連らなり、それらの間に置かれた空堀もそれぞれ相対応するものと結びついていたと考えられる。また南西端付近の図 26 空堀とそれを挟む二本の土塁は、図 32 水濠とそれを挟む二本の土塁にそれぞれ連らなっていたと考えられる。さらに図 32 水濠とそれを挟む二本の土塁は、図 41・42 の残存土塁を経て図 38 空堀、およびその土塁と結びつき、城址の東側を走り、図 47・54 などの空堀、水濠を経て、結局は城址北方の図 19 空堀に連らなっていたようである。また図 38 空堀の西端（図 40）付近は、図 35 地点付近で図 22 空堀に連らなっていたかも知れない。

水府志料に「また外城、内城、那珂城（中城）といえる三坪あり」（巻二、茨城郡中）とあるが、その外城（1）は前記の街道の北の図Ⅶ地域から東方寄り一帯の地域あたりに現在「外城坪」（がいじょうつぼ）という地名があり、また「内城」（ないじょう）は天徳寺（図Ⅱ）に始まる図Ⅵ、Ⅴ、Ⅲ、Ⅳなどの各地区、すなわち、図Ⅰ部分を取り囲む部分を総称している（2）。那珂城「中城」（なかじょう）はこの図Ⅰ部分に相当するものと考えられる。したがって、図Ⅰ区域はこの城の中核部、すなわち本丸であったことは疑いない。そして内城を形成する図Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵなどは概括して外郭（二の丸）を形成していたのである。また図Ⅲ区域の囲郭内は兵部屋敷といわれている。（この地域の土地所有者である平戸郡治氏談）

戦国後期の特色

最初にのべたように、この河和田城址一帯の地は地下水が非常に豊富で、空堀の底なども少し掘り下げると水が出る位である。したがって、この城が使用されていた時代には、現存する複雑な空堀は湧水、または引き水（これは恐らく西方からであろうが）により、適当な水量をたたえた水濠であったと考えられる。

また、図Ⅶ区域に残る土塁・空堀は、城の水濠の水量を適当に保つために北方の低地水田に向かって開かれた水の落とし口であったか、またはその遺構以西の端坪（はたつぼ）と以東の外城坪を画するために設けられたものであったかは現在のところ不明である。

要するに、現存の遺構から考えられる河和田城は、本丸（図Ⅰ）があり、その北西地域を除き、本丸を図Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵなどの外郭で取り囲み、五重または六重の土塁、三重または四重の空堀（または水濠）で防禦したものである。その規模は広大であるが郭の配置から考えれば、決して複雑な進歩したものとはいえない。土塁と土塁の間に郭を設けるなどの進歩した縄張りもみられない。土塁・空堀（水濠）の形式からすれば、次にのべる加倉井館址（市内加倉井町九〇九―九一三所在）の土塁・空堀と大差はなく、それを複雑にし、規模を大きくしたものといえる。やはり戦国後期の平城と見て大差はないであろう。

この城の築城者または城主については、諸説（3）があり、にわかに決め難いが、その最初は大掾氏の家臣、鍛冶弾正貞国（川和田入道）が延元元年（一三三七）に築き、その子貞基のとき、江戸通房に取って代わられた。この江戸氏が応永末年頃、水戸城に移ったのちはその家臣春秋氏に与えられ、天正十八年（一五九〇）の没落まで、約一世紀半の間、春秋氏の支配下にあったとしてよかろう。（前章参照）そして、佐竹氏時代には廃城となった。

以上のことから、この河和田城の存立期が、南北朝時代から戦国末期におよぶ、約二世紀半の長期にわたるものであることを理解した。そして現存遺構そのものから考えると、戦国後期の平城（ひらじろ）であり、当然、春秋氏時代と結びつくことになる。

- 注 (1) この外城について、「新編常陸国誌」は、「ソノ処ヲ今ニトゼウト云リ、（外城ノ義ナルベシ）城ノカタチサダカニ見ユ城址中ニ寺アリ、天徳寺ト云」（下巻、故蹟）。とのべ、トゼウとよんでいるが、またガイジョウともよみ、外城坪なる地名が残っている。
- (2) 土地の人によって、ナカジョウといわれているが、これは前述の外城（外郭、そとぐるわ）に対する内部の郭という意味で、正しくは“ナイジョウ”と呼び、次の那珂（中）城と区別すべきである。
- (3) 吉田東伍著「大日本地名辞書」坂東編常陸、茨城郡、川和田城址の条。「新編常陸国誌」下巻、故蹟。「東茨城郡誌」「水府志料」巻二、茨城郡中。

第四節 加倉井館址

概観

この館址は水戸市北西の加倉井町九〇九、加倉井山妙徳寺（日蓮宗）境内と市内同町九一三、加倉井四郎氏の宅地、および耕地・果樹園・雑木林にわたる地域である。この地域および付近一帯は、北東から南西に向かって突出している、標高四〇～四二・五メートルの広大な舌状台地の、ほぼ中央部に位置している。

館址の形状は東西二二〇メートル、南北一一〇メートルの不規則な長方形をなしている。現存遺構としては、館址東限の南方部分に断続する一本の土塁と、北方寄りの部分に二重の土塁と空堀があり、また、館址の北限でも、二重の土塁と一本の空堀（西方よりの地域では、二重の空堀となる）が比較的旧状に近いと思われる形態をとどめている。

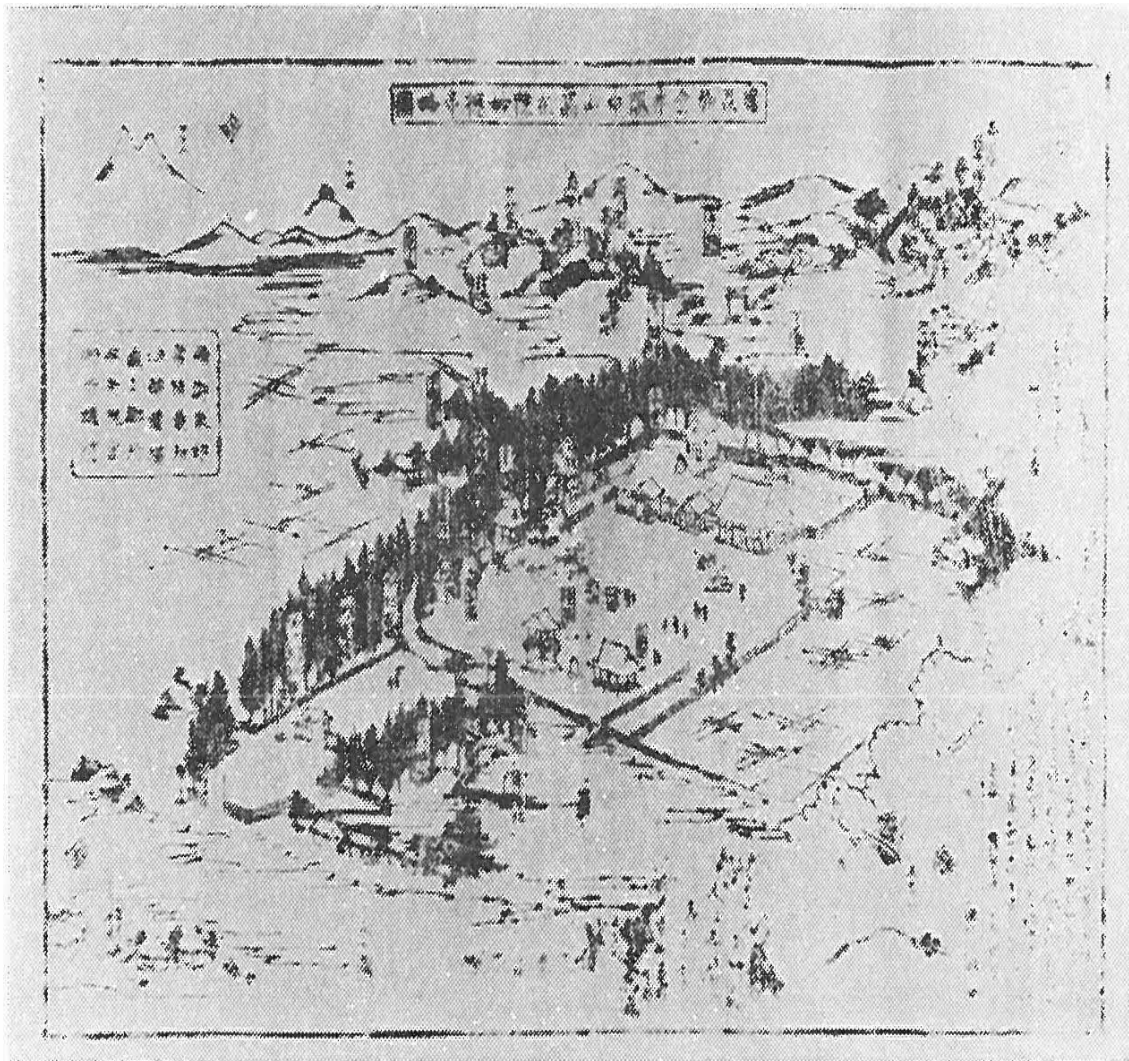
（加倉井館址実測図参照、以下単に図と略記す）

遺構の説明

つぎに、それらの現存遺構調査の結果を説明しよう。

まず、前記の加倉井邸の東側に始まる内側土塁（図 1、基底巾八メートル、高さ一・六～二・二メートル、館址内原面より起算、二・五～二・七メートル、外方の空堀、図 2 底より起算、上巾一・五～二メートル）が館址の北東隅をめぐる、北面の内側土塁（基底巾四・五メートル、高さ二・二～一・二メートル、館址内原面より起算、四・五～二・七メートル、外方空堀底より起算、上巾一～一・二メートル）をなし、図 3 地点まで断続しながら西進している。すなわち、この北面の内側土塁は図 4 と図 5 の二地点で、おのおの館址の内と外方とを、南北に通ずる道巾一メートルと、一・五メートルの二条の通路により、両度断ち切ら

れている。また、右の図 4 通路西方へ約四五メートルの地点から南に向かい、残存土塁（図 6、基底巾二・五メートル、高さ〇・五～一メートル、上巾一メートル）が八メートル続いている。図 5 通路と、図 3 地点との間は、土塁が崩れ、現在は東西にのびる盛土（高さ、館址内原面より〇・三メートル）となっているが、図 3 地点から再び土塁（基底巾四メートル、高さ一メートル、館址内原面より起算、一～一・五メートル、外方図 2 空堀底より起算、巾上二メートル）が始まり、約一四メートルほど続く。



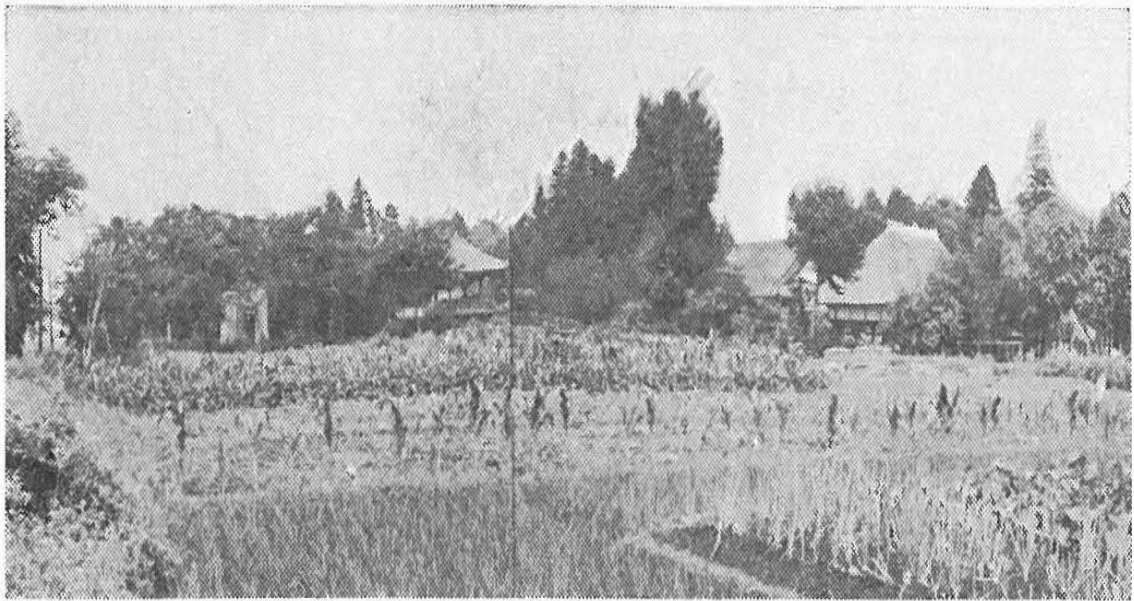
第 10 図 加倉井館址 (1) 妙徳寺古図

その土塁(基堀巾九メートル、高さ〇・七メートル、館址内原面起算、一〜一二メートル、外方空堀より起算、上巾七〜五メートル)は、図7地点付近から著しくその様相を変えて、西方にのび、館址の北西隅(図8)から南北に通ずる道路に沿って南折し、図9地点まで約六〇メートルほどのびている。そして前に述べた図7地点からこの図9地点にいたる土塁の上は、墓地に利用されているために、上部が削平され、上巾も増大し、したがって、比高を減じている。たとえば、北西隅(図8)付近から図9地点にいたる部分では、高さ〇・七〜一・七メートル(館址原面起算)一〜一・五メートル(外方道路面起算)上巾および基底巾は、ほぼ五〜一六・五メートルとなっている。

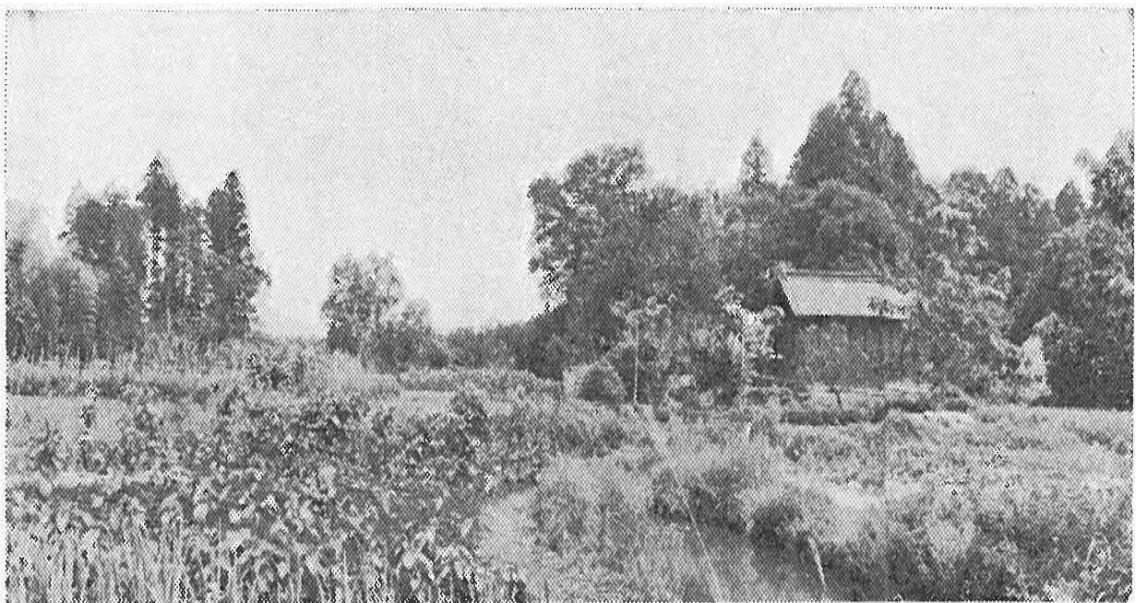
つぎに、館址の南東隅には、明らかに土塁を切り崩したためにできたと思われる三角形に近い形状の盛土がある。それにまだ続き、北にのびる土塁(図10、基底巾〇・五〜一・三メートル、高さ〇・三〜一メートル、館址内原面起算、〇・五〜〇・八メートル、外方道路面起算、上巾〇・三〜〇・六メートル)と、かつては明らかに、その延長部分であった残存土塁(図11、基底巾二メートル、高さ〇・五メートル、内方起算、〇・三〜〇・八メートル、外方起算と、図12土塁、基底巾四メートル、高さ〇・三メートル、内方起算、〇・九メートル、外方起算、上巾一メートル)とが館址の東方面を断続しながら外方から区画している。

すでに述べた内側土塁(図1)と空堀(図2、上面巾四〜七メートル、深さ図1内側土塁上より、一・九〜二・五メートル、外側土塁、図13より、〇・八〜二・五メートル、底巾一〜二メートル)をへだて、並走している外側土塁(図13、基底巾二〜五メートル、高さ〇・五〜一・二メートル、外方空堀〔図14〕底より起算、上巾一〜四メートル)も図45の二通路により、図1内側土塁と同様に両度切断されている。と

くに、図4通路から西に約二五メートルの間は、土塁は消失してるが、
図1土塁および図2空堀などに並走し、同じく館址の北西隅（図8）ま
で連なっている。



第10図 加倉井館址



(2) 現況 上は妙徳寺，下は加倉井氏の屋敷の一部

図 13 土塁の外方を並走する空堀（図 14、上面巾四～七メートル、深さ一～一・二メートル、内方の土塁〔図 14〕上より起算、〇・五～〇・八メートル、外方道路面より起算、底巾一・五～二メートル）は北東隅〔図 14〕から西折し、約五メートル、その跡をとどめている。またその部分から図 4 道路に至る間は、かすかな窪みをなし、相当な深度が感じられ、空堀が埋め立てられていることが推察される。

図 4 通路から西に約八〇メートル、図 15 地点付近までは、空堀は消えているが、その図 15 地点付近から、再び、深度を感じさせる帯状の窪地が図 13 土塁に並走しはじめ、図 5 通路より東に一五メートルの地点から深さ〇・一メートル、（北側より起算）〇・三メートル、（図 13 土塁上より起算）上面巾三～七メートル、底巾一～二メートルを示し、同じく北西隅（図 8）地点に至っている。

図 8 地点から図 9 地点に至る部分が、墓地に利用のために土塁が切り崩され、土ならしが行なわれた結果として、現われた地形であることはすでに明らかであろう。図 9 地点から土塁が南西隅（図 16）をめぐる東進し、前述の図 10 土塁と南東隅で結びついていたと推定することは、決して不可能ではないが、すでに徳川氏時代にはこの方面の土塁は大部分その姿を消していたと想像できるのである。その根拠としては、徳川氏時代の作と思われる妙徳寺の絵図の写し（加倉井四郎氏の所蔵、原図は妙徳寺所蔵）には、南限では、すでに土塁は描かれていない。

しかし、図 16 と 10 の両地点を東西に結ぶ線が本館址地の南限であったことは、両地点を結んでいる溝（図 17）の形状から考えられる。すなわち、この溝は上面巾〇・七～三メートル、深さ一～二メートルで、南西隅に近い妙徳寺の山門付近では、上面巾三メートル、深さ二メートルを数えている。これは明らかに、かつての空堀、または水濠がせ

ばめられ、現在は溝に利用されているものであると考えられる。なお、この館址南限のほぼ中央に近く、長さ南北約一二～一四メートル、巾東西に三・五メートルの池（図 18）があり、右の溝と連なっている。それが館址の在立期から存在した、いわゆる長者池に類するようなものであったかどうかは、明らかではない。

つぎに、館址東限にある既述の図 11 および 12 の残存土塁が本来一本の土塁であったことは明らかであるとしても、図 12 の土塁の北端が図 13 土塁に結びついていたものか、それとも東側の道路上を北上し、館址北東隅外方（図 14）をめぐる図 14 と 15 を連らねていた空堀の外方に並走し、図 8 地点までのびていたかどうかは、現在の調査からはいまだ断言の限りではない。

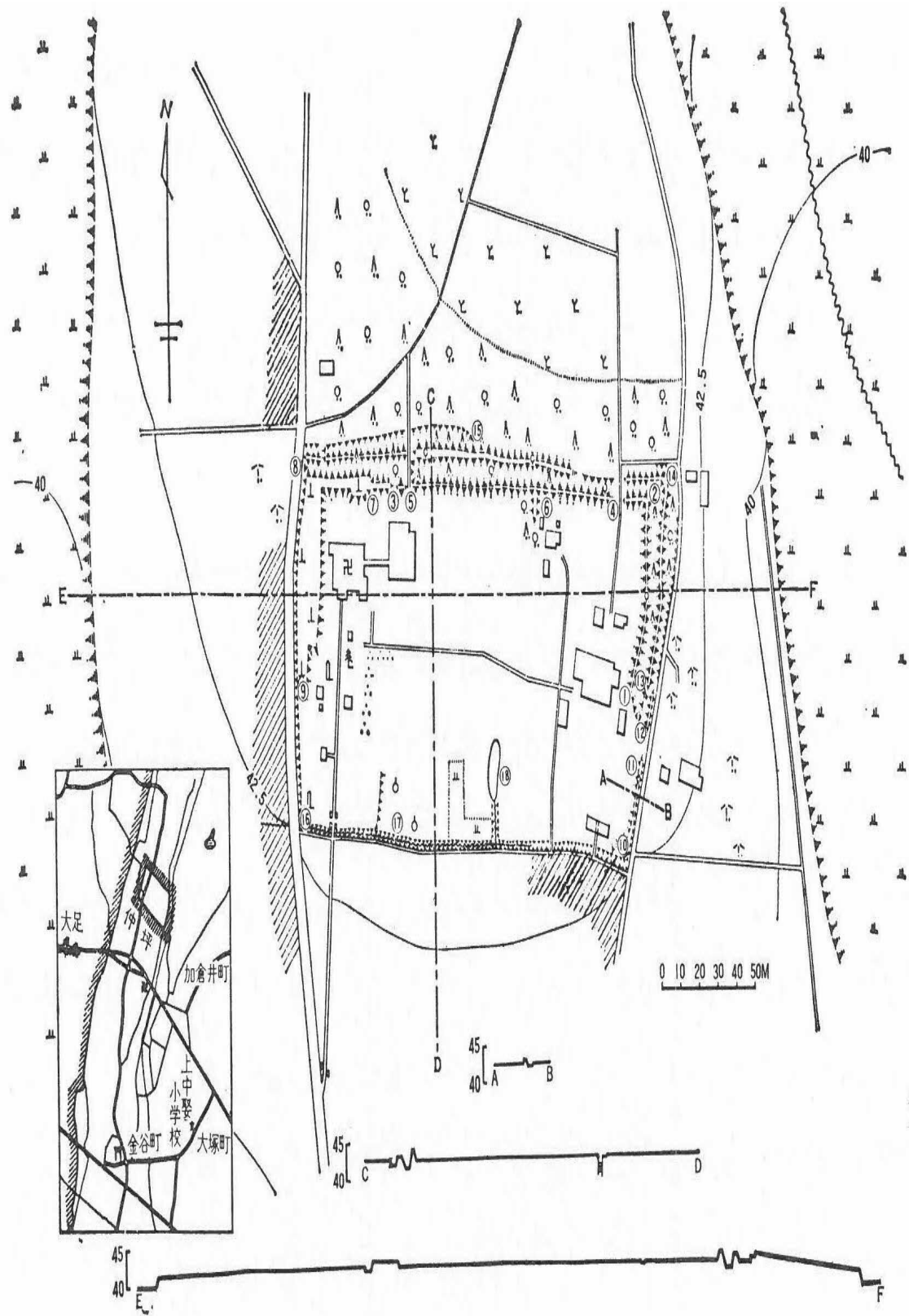
少なくとも、現存遺構からは、台地頭部にあたるこの北方と、東方に対しては、二重の土塁と空堀が設けられており、現在墓地として利用されている西側の地域（図 9）にも、東側と同様に、図 2 空堀を狭み、図 1 および図 13 の二本の土塁が南西端（図 16）まで走っていたのではないかと推定される。そしてその推定の論拠は、ただ図 9 盛土と東側の図 1 土塁から道路までの距離と北方の二重の土塁、空堀の残る部分（図 15 地点付近）のおのおのの横断距離（一六メートルと一八メートル）に大差がないということにもとづく。（断面図 A-B、および C-D、参照）

結論

この本館址の様式は、天文年間から天正期にわたる戦国後期に属すると思われる。この時期の館式平城には、二重土塁の型式が採られたものがしばしばあるから（1）、このように推定できる。

注（1）その好例は群馬県太田市矢田堀本郷に所在する、泉中務大輔

基繁の矢田堀城址である。東西一四〇メートル、南北二三四メートルで、その占地面积も大体一致しており、空堀を挟んだ二重土塁で、その土塁・空堀の規模は加倉井館址ほど雄大ではないが、この種の型式の典型的なもので存立期はやはり天文から天正にわたるものである。



第 11 図 加倉井城址実測図 昭和 37 年 11 月 23 日 作図

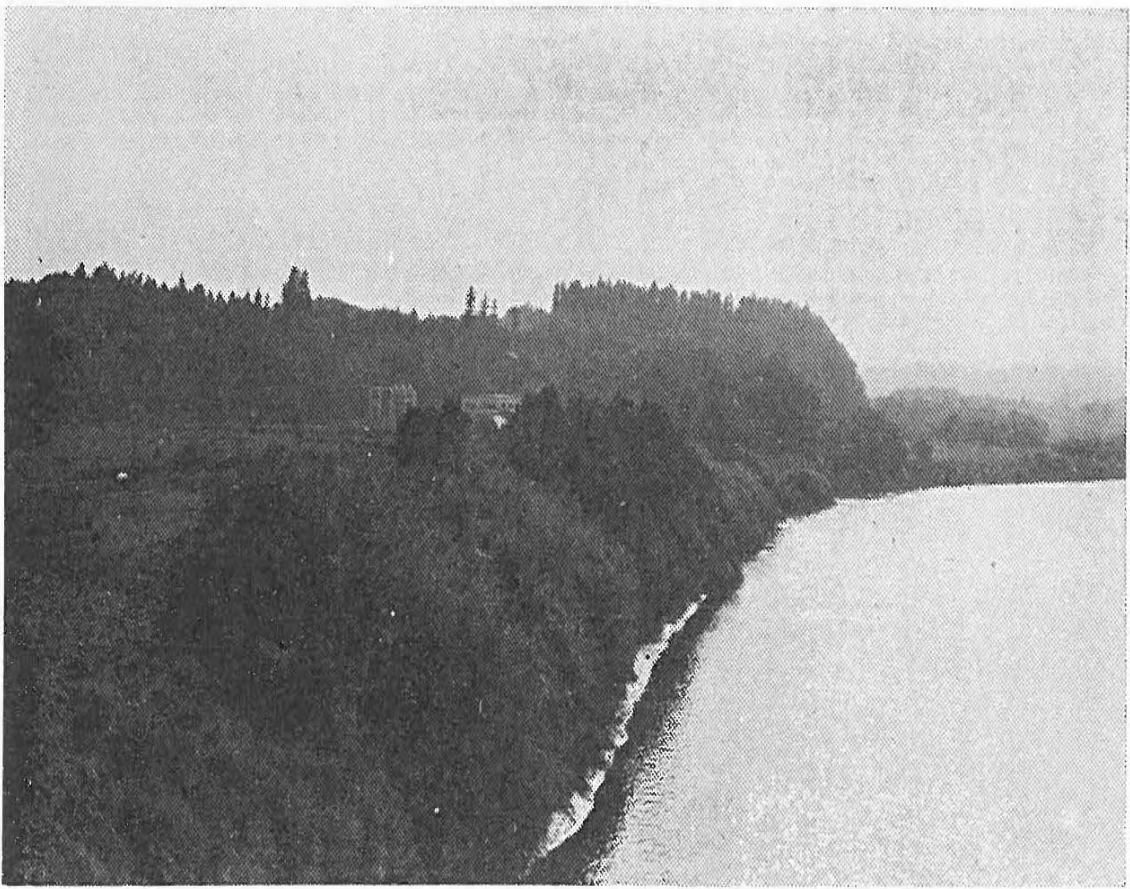
第五節 渡里の長者屋敷

概観

長者屋敷と呼ばれる築城遺構は、水戸市の北西に広がる、標高三メートルの、渡里町台地(1)の北東隅の地域に主として現存している。台地は、その地域の東北の二面では、比高二〇メートルの断崖をなしている。そして崖の下には、那珂川、および北東で那珂川に合流する田野川などの流域の低地・水田地帯を見下ろしている。このようにこの地域は極めて險要な地相であるから築城の際は、この要害性に富む自然地形が、十分に利用されたことは明らかである。さて、その遺構である土塁・空堀などは、渡里町台三一五〇、小林秀寛氏宅地と、それを取り囲む地域(長者屋敷実測図Ⅰ参照、以下単に図と略記す)同町三一五一、赤塚フミ氏宅地、および灌漑用給水タンクなどを含む地域(図Ⅱ)、同町三五〇九、篠原保好氏宅地を内包する地域(図Ⅲ)、および、図Ⅰ地域の西方で、北方崖縁に沿う草地・雑木林の地区(図Ⅳ、Ⅴ)などに、はっきりと認められる。

図Ⅰ、Ⅱの両区域は図Ⅰ区域の南方のほぼ中央にかかる土橋(巾約一二メートル)によって連絡されている。また、図ⅠおよびⅡの両区域と西方地域は、おのおの図Ⅲ地点の土橋(巾六メートル)、図Ⅶ地点の土橋(巾約一〇メートル)などにより結ばれている。また、図Ⅰ、ⅡおよびⅢの各区域は、図Ⅲ区域南方で東西に走り、狭義の長者屋敷と古屋敷地域とを分かっている道路(巾約二メートル)より分岐し、北上する通路(図Ⅰ巾約一・五メートル)により南北に結ばれている。

つぎに上記の地域区画にしたがって、実側調査に基づく現存遺構を説明しよう。



第 12 図 長者屋敷遠望 那珂川にのぞむ遠方の台地がその跡

I 区域

この区域は、東・西・南の三面が土塁と空堀で囲まれている。台地北東の崖隅に始まり、東側台地崖縁に沿って南進する土塁（図 2、基底巾三～七メートル、高さ〇・二～二・七メートル、内方宅地原面起算、三・四～七メートル、外方空堀底起算、上巾一・五～三メートル）は南東隅（図 2 地点付近）で屈折をくり返し、南方中央の土橋の北東隅に至っている。これに対し、西側土塁（図 3、基底巾四～七メートル、高さ二～四・五メートル、内方原面起算、三・五六メートル、外方空堀底起算、上巾一・五～三メートル）は、北方の崖縁に出発し、途中の図 3 地点で、西方地区に連らなる土橋のために、一度中断されるが、その南

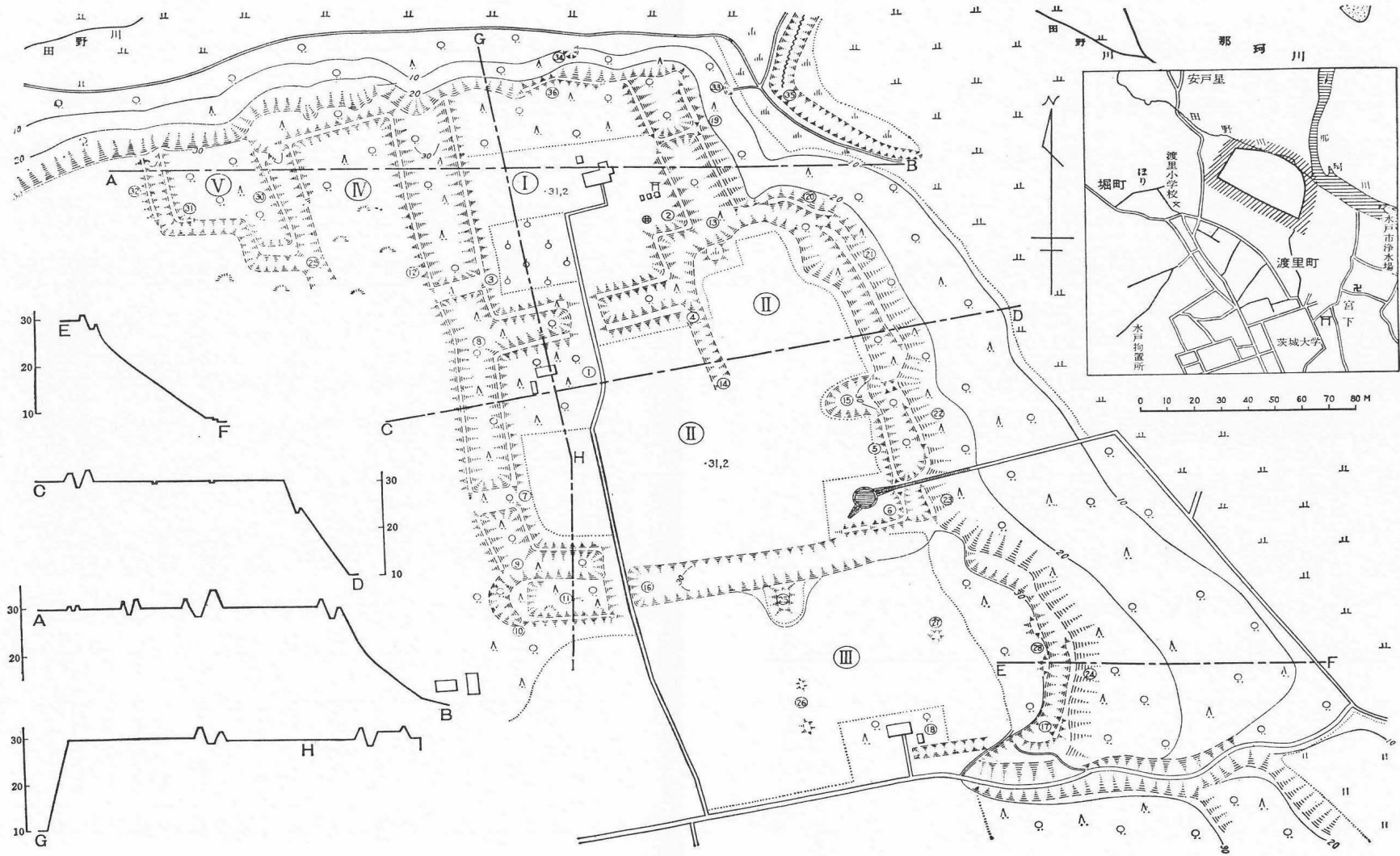
西隅で、ほぼ直角に近い屈折をなし、南方土橋（図 1 通路をのせる）の北西隅に至っている。また北東の崖隅（図 2 土塁の出発点）から北方の崖縁に沿って、約一五メートルの辺りから残存土塁（図 36 基底巾三メートル、高さ〇・五～一メートル、内方原面起算、上巾約一メートル）が西方に連らなっている。

II 区域

図 II 区域の北方には、前述の図 I 区域の図 2、土塁に対応する土塁（図 4、基底巾八メートル高さ〇・七～一メートル、内方原面起算、上巾は崩れているために不明確）が中央土橋の東南隅から、空堀（図 13）を挟んで並走する。また、この区域の南東隅の付近は、図 5 土塁（基底巾六メートル、高さ一～一・二メートル、図 II 区域内方原面起算、四～六メートル、外方空堀底起算、上巾二メートル）と図 5 土塁（基底巾六メートル、高さ〇・六～一メートル、図 II 区域内方原面起算、四メートル、東方空堀底起算、一・二～一・九メートル、南方耕地面起算、上巾一～二メートル）とにより囲まれている。同じ土橋の西南隅からは、これも図 3 土塁に対応する土塁（図 7 基底巾七～九メートル、高さ一～四メートル、図 II 区域内方原面起算、四～六メートル、外方空堀底起算、上巾一・五～二メートル）が空堀（図 8）を隔てて並走し、そして図 8 地点付近で、ほぼ直角に南折し、図 7 土橋付近で一度切断されるが、図 II 区域の南西隅（図 9 地点付近）で、再びほぼ直角に東折し図 1 通路付近まで伸びる。すなわち、この区域の西半の北・西・南の三面は図 7 土塁により囲まれている。

また、この区域の北方、図 4 地点から、耕地内を帯状の浅い窪地（図 14、上面巾七メートル、深さ〇・五～〇・八メートル、西側耕地面起算一～一・二メートル、東側耕地面起算）が南に約三二メートルほどのび

ている。前述の図 5 土塁の北端部付近で、東側の崖縁から台地の内方に向かい、約一五メートル入り込んでいる半円形に近い形状の窪地（図 15、上面巾約一五メートル、東端崖縁付近で落差一・五メートル、東端崖縁、南北両耕地原面起算、西進するにつれて浅くなり、耕地内に消える）が見出される。



第 13 図 長者屋敷実測図昭和 37 年 8 月 4 日 作図

腰郭

これら図Ⅰ、およびⅡの区域は、西方台地内方からは、空堀（図8、上面巾一二～二〇メートル、深さ二・五～五メートル、図Ⅳおよび西方土塁上起算、底巾二～四メートル、但し図9地点より湾曲して、図10地点に至る部分、渡里町台三区三〇五一、和田次男氏宅地裏付近では、上面巾七メートル、深さ二・五～四・五メートル、図11地区、西方土塁上起算、また西方耕地原図起算では、一・七～二メートル、底巾一メートル）により遮断されている。これに対して東側の土塁および崖縁の下方三・八～八メートルの崖腹をめぐって、巾二～四メートルの帯状の腰郭（こしぐるわ）が南東にのび、一度は灌漑用給水タンク石段で断ち切られているが、その南の図6地点付近まで続く。さらにこの腰郭の東側の崖縁には、土塁が継続しながら現存する。すなわち、図Ⅰ区域では図19土塁（基底巾約六メートル、高さ三～四メートル、腰郭底面起算、上巾一・五メートル）が図2土塁に並走する。但し、図19地点から、図Ⅰ区域崖下に向かって土橋のような盛土が走り、この部分の腰郭は二分されている。

また、図Ⅱ区域では、図20土塁（基底巾五・五メートル、高さ一メートル、腰郭底面起算、上巾二・五メートル）図21土塁（基底巾五メートル、高さ一メートル、同様起算、上巾一～二メートル）図22土塁（基底巾三～四メートル、高さ一メートル、同様起算、上巾一メートル）および灌漑用給水タンクの石段を越えて、図23土塁（基底巾四メートル、高さ一～二・三メートル、同様起算、上巾一・五メートル）などが連らなっている。また、図13地点から図2、および4などの土塁に挟まれ、屈折をくり返しながら、図1通路土橋東側まで連らなる空堀（上面巾九～一二メートル、深さ三・五メートル～六メートル、北方、図2土塁上起算、三～六メートル、南方図4土塁上起算、底巾二・

五～三・五メートル)の部分、図13腰郭に連らなっているが、完全な空堀をなし、図8空堀の地点より東進する部分に対応しているのである。すなわち、図13腰郭は、部分的に空堀となり、二つの機能を果たしていたと考えられる。

Ⅲ 区域

南方の図Ⅲ区域と図Ⅱ区域とを、南北に区画する明確な現存遺構としては、図6土塁と図7土塁の南西部分だけである。しかし、図1通路の東側、図16地点付近から東方の崖縁に向かって、帯状窪地(上面巾一六～一七メートル、深さ一・一～一・二メートル、底巾約六メートル)が走っているが、これはかつて図ⅡおよびⅢの両区域を分かっていた空堀であったことは疑いない。

この図16帯状窪地の南側のほぼ中央に、南北に長い残存土塁(図26、基底巾一〇メートル、高さ一・五～一・七メートル、上巾三・五メートル)がある。また、その残存土塁から南方へ約三〇メートルの地点に、二個の残存盛土(図26、北寄りのものは基底巾五メートル、高さ一メートル、上巾二メートルであり、南寄りのものは、基底巾七メートル、高さ一・五メートル、上巾二メートル)が点在している。さらにこの区域の東半部分には、一辺の長さ五メートルの正三角形に類似する、高さ約〇・五メートルの残存土塁と思われる盛土(図27)と、東方の崖縁には、二個の残存土塁(図28、北寄りのものは、基底巾四メートル、高さ〇・五メートル、上巾二メートル、南寄りのものは基底巾三・五メートル、高さ〇・五メートル、上巾二メートル)が見いだされる。

なお、その崖縁から下方二～六メートルの崖腹に腰郭(図17、五～七メートル)が台地に沿ってめぐり、その東縁の一部には、土塁(図24、基底巾二～四メートル、高さ〇・七～一・二メートル、図17、腰

郭原面起算、上巾一メートル)が見いだされる。この図 17 腰郭の南端部分には、一段下方に(落差約二・六メートル)東南の崖縁から南面を包む第二の腰郭が西進しており、その南限には、残存土塁(基底巾三・五メートル、高さ一メートル、上巾一メートル)が認められる。

この腰郭および残存土塁に西端で、台地崖の傾斜面に自然に溶け込んで消失するが、その地域付近の台地上に、空堀址らしい浅い帯状窪地(図 18 と、上面巾三～四メートル)が篠原保好氏宅地まで続いている。しかし、この帯状窪地は、現在までのところ、空堀址と断定するだけの十分な論拠はなく文字通りの推定に過ぎない。

IV 区域

図 IV 区域は図 8 空堀を挟んで、図 I 区域に西接し、図 3 土橋により相互に連絡している。図 8 および図 9 空堀に並走し、図 IV 区域の東限を画している土塁(図 12、基底巾六メートル、高さ一・五～二・三メートル、図 IV 区域原面起算、上巾一・五～二メートル、ここでは特に図 12 地点付近以北の部分を考える)はその北端で台地の崖縁に沿って西折する。そして基底巾、高さ、上巾などを変えながら(基底巾三メートル、高さ〇・六メートル、図 IV 区域原面起算、上巾一メートル)この地域の北限を走り、その北西隅で、さらに南折する。そしてこの地域を図 V 地域から遮断している空堀(図 29、上面巾七メートル、深さ一～三メートル、底巾二メートル)に沿って、再び巾、高さなどに数的変化を示し、(基底巾五メートル、高さ一・七～二メートル、上巾一・五メートル)約二六メートルほど続いている。

この図 IV 区域は、以上の形状から東・北・西の三面に土塁をめぐらしていたことは明らかであるが、南限がどこであったかは、現在その方面の遺構がまったく認められないので、確かにはわからない。少なく

ともこの区域が図 9 地点付近までにおよぶ、土塁および空堀線を東限とした、南北に長いものであったとは考えられない。

V 区域

つぎに、図 29 空堀をへだてて、図 IV 区域に西接しているのが、図 V 区域である。この地域は、図 29 空堀から図 29 地点で分岐して、この地域の南面で屈折を繰り返しながら西進する鍵形の浅い带状窪地（上面巾五メートル、深さ一～二・九メートル、底巾約一メートル）により、また西面では北進するにしたがい、しだいにその深さを増加して行く空堀（上面巾六メートル、深さ一～一・二メートル、底巾二メートル）などによって囲まれているのである。

南限の鍵形带状窪地は、この種のいくつかの遺構と考え合わせると、この館址の存立期では、図 29 空堀と同じような空堀であったと推測できる。しかし現在は、昔の空堀線を示すだけである。

すなわち、この区域は北方には急傾斜の台地断崖をひかえ、東・西・南の三面は空堀により外方から遮断されたのであった。さらに東限では、図 29 空堀に土塁（図 30、基底巾二・五メートル、高さ一～三メートル、図 29 空堀底起算、〇・五～一メートル、図 V 区域原面起算、上巾一メートル）が並走しているが南限で前述の鍵形带状窪地に接する部分（その西端から北折する部分も含む）では、数的変化（基底巾約三～六メートル、高さ〇・七～一メートル、図 V 地区原面起算、一～二・九メートル、外方带状窪地底起算、上巾一～四メートル）を示している。さらにこの地区の南西隅から西方面は、空堀に沿って土塁（図 31 基底巾約三メートル、高さ〇・五～〇・七メートル、図 V 地区原面起算、一～一・二メートル、外方空堀底起算、上巾一メートル）が続いている。

この図 V 区域の南西は部分的に土塁の消失しているところがあるが、古くは土塁に切断はなく、東・西・南の三面を前述の空堀と同じく完全に囲んでいたと考えられる。なおこの地域の西限をなす空堀の外方に、それに並走する土塁（図 32、基底巾三メートル、高さ約一・二メートル、空堀底起算、〇・五メートル、西方原面起算、上巾一メートル）がある。これが空堀の外方線に沿って、図 29 地点付近まで連なっていたかどうかは明確でない。

抜穴

ここで付記しておかねばならないのは、図 1 地区の東側、北東隅付近の下方崖腹と北側のほぼ中央の下方崖腹に開く、約三メートルの直径を持つ半円形の穴、俗称抜け穴（図 33、34）である。これは最近まで北側に二つ、東側に一つ開き、それらは相互に連らなっていたといわれるが、現在、明確なものは、北側に一個、東側に一個である。

とくに東側のものは、その内部は掘り広げられ、雄大であるが、これは第二次世界大戦末期に、一時陸軍の弾薬・武器などの貯蔵庫として使用され、その際に人手が加えられたといわれ、（小林秀寛氏談）現在から昔の姿を考えることは困難である。また、この地区の東側崖下に走る道路に沿って、堀跡かと思われる大溝（図 35、上面巾三～一〇メートル、深さ二～四・五メートル、底巾一～三メートル）が、田野川の辺りまで続いているが、これは古い河道であり、築城遺構とは無関係なものである。

以上が長者屋敷に見られる現存遺構の概略である。

復元的考察

一般に長者屋敷、長者宅址といえ、古代から中世初期にかけて、富

豪の屋敷や駅路に臨む駅舎、およびその駅長の住居などを、そのようにいい伝えたものである。関東地方では、この種の遺跡を見ると、その規模は大小さまざまで一定しないが、それらの土塁・空堀などの型式や、配置などが示す遺構の平面構成（縄張り）は、比較的簡単なものが一般的である(2)。

ところが現存する渡里町の長者屋敷は、そのような簡単なものでなく、台地縁と台地隅を利用した二つの直線的連郭式城郭の組合わせである。すなわち北から南へ、図Ⅰ、ⅡおよびⅢの各区域、すなわち、三つの郭を連らねたものと、東から西へ図Ⅰ、ⅣおよびⅤの各郭を連らねたものとの結合であり、けっして古代末期や中世初期の簡単な築城意識に、そのまま結びつくものではない。この点をさらに明瞭にするために、前記の現存遺構の具体的説明を念頭に置きながら、ある程度の復元的考察を加えてみることにする。

まず、図Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一連の諸郭についていえば、図Ⅰ郭の北方崖縁に図36 残存土塁が見られることは、それが図2 東側土塁・図3 西側土塁などのそれぞれの北端と結びつくので、この郭の四面が土塁で囲まれていたことを考えさせる。

図Ⅱ郭は図Ⅰ郭にくらべて耕地開発が進んでおり。その結果、地形の改変もはるかに多い。北東から台地縁、および明らかにこの郭の南限で昔の空堀線を示す図16 带状窪地の北縁線上などには、土塁はその姿を消している。しかし、図4 北方土塁が継続しながら北東よりの台地縁を走り、東側台地縁に残る図5 土塁の北端に連らなっていることは、この種の遺構で、一般に見られるところである。

その論拠については、後に述べる。また、図16 带状窪地の北縁線上に見られる畑地の隆起は、かつて、そこに走っていた土塁の基部を示すものであろう。要するに、図6 土塁がその線上を西進し、図1 通路

付近までのび、図 1 通路東側の図 7 土塁の東端に相對するものであったと考えられる。したがって、この図 II 郭も図 I 郭と同じく、四面に土塁をめぐらしていたと推定できる。

次に第 III 郭である。この区域は図 II 郭より一段と低い地勢である。この区域の北面は、図 16 帯状窪地で限られているのであるが、その南縁線に沿ってはほとんど土塁遺構は認められない。ただその中央付近に見られる図 25 盛土が、前述の帯状窪地の南縁線に沿って東西にのびている。その東端は崖縁に至る。その西端は図 11 区域の南限を東西に続いている土塁に相對する土塁の残存部分であったか、また、それが二個の残存盛土（図 26）を連らねて南方にのびていた土塁の残存部分であったか、明らかではない。

また、この区域の東寄りのほぼ中央に見られる図 27 盛土も、その性格は現在のところ不明である。しかし、東方の台地崖縁に見られる二つの残存土塁（図 28）は、明らかにこの方面の崖縁線に沿って土塁が走っていたことを示すものであろう。

さて、図 I と II の両区域は、いずれもその四面に土塁をめぐらし（ただし、図 II 区域は部分的に前述のように復元的想定に基づく）また、それらは相互に、二重の土塁とそれに挟まれる空堀とによって、自らを他から遮断しているのである。また図 II および III の両区域は図 16 帯状窪地（かつては空堀であった）と、その北縁線上に想定された復元土塁などによって、たがいに遮断されていたと考えられる。

図 I および II の両区域は、図 8 空堀とその西縁に並走する図 12 外方土塁などにより、西方の台地内方から掘り切られているのであるが、図 III 区域の西方では、空堀・土塁などは現在はすでに消失している。それに対し、図 I、II および III の各郭の東側崖腹には、図 13 および 17 の腰郭とその土塁が連らなっている。

以上の図Ⅰ、Ⅱ及びⅢの三郭を連らねた連郭に対し、つぎに、図Ⅰに連らなる図ⅣおよびⅤの一連の遺構について考えてみよう。まず、図Ⅳ地区は、東・北・西の三面は図12土塁で囲まれており、西側は図29空堀で図Ⅴ地域から区画されているのである。しかしすでに述べたとおり、その南方面は土塁・空堀の形跡は全然なく、この方面の限界を定めることは不可能である。また、図Ⅴ地区も、東・西・南の三面を包む空堀を挟み、内外二重の土塁が並走していたことは、その残存土塁から明らかである。

古伝

さて、ここで採り上げねばならないのは、この長者屋敷と呼ばれる築城遺構の存立時期である。それは当然、そこにいた城主との関連で考えられるのである。伝承的史料に基づくものであろうが、この長者屋敷が最初に文献の上に現われて来るのは、いわゆる後三年の役（永保三年、一〇八三～応徳三年、一〇八六）の時である。

すなわち。陸奥国の清原武衡などに対する源義家の征戦に際し、義家はこの長者屋敷の長者が義家とその軍兵をもてなした経済力の偉大さを恐れ、いずれ天下にわざわざひき起こすものとして、それを滅したというのである。その長者に関しては、後冷泉天皇の頃（寛徳二年、一〇四五～治暦四年、一〇六八）から、この辺りに一守長者、または源頼信の五男である常葉五郎義政などという有力者がいたとの所伝がある（第五章第四節参照）。いまかりに、その長者を常葉五郎義政とすれば、義家は叔父を討ったことになる。常葉五郎義政は源頼信の五男で義家の叔父にあたるからである。さらに、時代が遙かに下って、江戸氏の時代以降には、この長者屋敷の地に春秋駿河守や小曾沼権之助などという武士が在住していたといわれる（3）。

以上から想像できるのは、この長者屋敷の存立時期が、古代末期から近世初期にかけての約五世紀半にわたるものであるということである。このことは、すでに述べたように、その築城遺構の一部が、古代末期から中世初期にかけての、いわゆる長者屋敷の築城特色を示しているのに対し、他の部分は、中世末期から近世初期の築城特色を有しているという点からも裏づけることができる。

戦国築城の特色

図Ⅰ、ⅡおよびⅢの諸郭は明らかに一連の同時代的な遺構と思われる。しかし図Ⅴ、およびⅣの二郭と図ⅠおよびⅡ、Ⅲの諸郭とが築城時期を同じくするものであるとは考えられない。つぎにその論拠について考えてみよう。すでに述べた台地東側崖腹をめぐる図13および17の腰郭は、吉田城址（水戸市元吉田町二七二三）などにも見られるもので、戦国期ことに文明以後の丘城・山城・台地縁城郭などに普遍的に見られる郭型式の一つであり、そこに戦国築城の姿が考えられるのである。

さらに、この方面の土塁についてみれば、図Ⅰ郭の区域では勿論のこと、図ⅡおよびⅢ郭の区域でも、崖縁に連らなる残存土塁から考えると、この方面には二重土塁（これをかりに異比高面上二重土塁と呼ぶ、断面図、A-B参照）がめぐらされている。

これは下記の西方における同比高面上二重土塁に対応して、中世崖縁城郭で一般に見られる姿である。ここに図Ⅱ郭の東崖縁に土塁が復元的に考えられる理由もある。また、この同じ腰郭を連らねている点に、図Ⅰ、ⅡおよびⅢの諸郭が一連であったと考えさせる論拠の一つもあろう。

この異比高面上二重土塁に対し、図Ⅰ、ⅡおよびⅢの各郭を、西方の

台地内方から切り離し、いわゆる、掘切りの性格を示しているのが、図 8 空堀である。それは図 I と II の両郭を相互に遮断している部分も含めて、同比高面上二重土塁（断面図 A-B、G-H-I 参照）に挟まれている。また、図 II と III の両郭を区画していた空堀と推定される図 16 帯状窪地にも北縁には、土質調査などから、（南縁は前述のように、多少の問題が残るが）上記の比高上二重土塁が並走していたと考えられる。

すでに述べた腰郭、二重土塁などに戦国築城の特色を見るのであるが、空堀の上面巾および、型式などにも部分的にその特色が現われている。すなわち、図 8 空堀の西面部分は、堀切の性格を兼ねているので、その上面巾は一二～二〇メートルとなる。また、図 16 帯状窪地の上面巾はその土塁が切り崩され、埋め立てられたために、その上面巾は一六～一七メートル、を数えている。これらは戦国空堀の上面巾とは多少一致しないものがある。しかし最も完全な形態をとどめている図 8 空堀の、図 I 郭と II 郭を切り離している部分は、その上面巾は一〇～一一メートルで戦国空堀の上面巾の公約数にあてはまるのである。

さらに、この部分の空堀形式には、室町中期の築城技術が、明らかに現われている。すなわち、図 3 地点から鍵形の屈折を繰り返しながら、一度は通路 1 をのせた土橋で遮断されながらも、図 8 地点で北折し、図 3 土橋に至るまでの空堀線は、いわゆる逆 L 字形空堀（L という字を逆に書いたような型式の空堀線）である。これは南北朝あたりから室町中期（4）にかけての築城に好んで用いられたものである。

ここで図 III 区域の西限と南限を想定しておかなければならない。図 8 空堀の南端が、図 10 地点で消失しており、その付近から和田次男氏宅地（台三区三〇五一）の東方一帯の地に、少しも遺構らしいものは発見されない。また、南限も開墾が行きとどき、遺構を明確にすること

は、現在不可能である。しかし図 17 腰郭の南端部分が西折している点や、篠原保好氏の宅地付近に見出される、昔時の空堀を思わせる図 18 帯状窪地などの存在により、この図Ⅲ郭の南限線は、おそらくこの区域と南方の古屋敷の地域を、南北に分かっている道路付近であったのではないかと思われる。

以上を要約するならば、この一連の築城遺構は、図Ⅲ郭を近世城郭のいわゆる三の丸、図郭をⅡ二の丸、図Ⅰ郭を本丸とするもので中世後期から近世前期に至る時代に属する連郭式城郭である。ことに図ⅠおよびⅡの部分には南北朝・室町中期前後の築城技術（逆 L 字形空堀のような）が明らかに現われているのである。

古代末期・中世初期の館の特色

次に図ⅠおよびⅣ、Ⅴなどの一連の築城であるが、図Ⅰ郭についてはすでに述べたから、ここでは図ⅣおよびⅤなどに関してのべる。図Ⅳ郭の南限は、前述のように遺構が全く失われているのでその決定が不可能である。しかも、その郭の性格を明らかにすることもできない。しかし、この郭の西限をなし、さらに、図Ⅴ郭の南・西両面で、鍵形の屈折を繰り返し、現在は、部分的に帯状窪地をなしながら、北方崖縁に出る図 29 空堀（図Ⅴ郭の南、西両面における上面巾五～八メートル）は、古代末期・中世初期の地方豪族館の空堀、水濠などに見られる上面巾に近い数を示している（5）。この点では現在の図 8 空堀とは規模を異にするものである。

図Ⅴ、ⅣおよびⅠの諸郭が一つの連郭を形成していた時代、すなわち、古代末期・中世初期には、図 8 空堀も図 29 空堀と同じような上面巾をもっていた。また、図Ⅴ郭の図 32 外方土塁、図Ⅰ郭の図 13 腰郭、およびその南限をなしている逆 L 字形空堀などはまだ設けられていず、

簡単な掘切りの空堀であったと考えられる。それらが設けられ、図8空堀が現在のように掘り広げられたのは、室町・戦国の時代であったと想定される。



第14図 長者屋敷の遺構 — 渡里町台渡 —

図Ⅴ、ⅣおよびⅠの諸郭が一連の有機的關係にあった古代末期・中世初期、すなわち長者屋敷の時代にも、台地崖隅の第Ⅰ郭はその中核部であり、長者の屋敷が設営された地域であったことは、無理のない推定である(6)。

それならば、現存遺構の中で、最も古い形態を留めている部分はどこであろうか。長者屋敷すなわち駅長の館とし、駅家をここでいう図Ⅰ地域の西側、すなわち図ⅣおよびⅤなどの地域を含めた西隣地域と推測する説がある(7)。

この説は全く推測の域を出ないが、長者屋敷が古代の豪族の居宅址と考えられることは第四章第四節に説明した。現在、長者屋敷のうち、最も古い遺構形態を残している部分は図Ⅴ地域である。その論拠は、図Ⅴ郭の示す平面構成(土塁空堀の形成する縄張り)の特色、すなわち、鍵形を作り出している区画線であり、これと同形の縄張り型式が、他の長者屋敷といわれる築城遺構(8)で発見されているからである。

結論

以上から考えられるのは、中世から近世初期に古代の長者屋敷の古い遺構が、各時代の必要に応じて、改造利用されてきたことである。そして図Ⅰ、ⅡおよびⅢなどの連郭は、春秋駿河守などに結びつけられる室町中期以後のものである。図Ⅰ(ここでは初期の素朴な方形囲郭を意味する)ⅣおよびⅤなどの連郭、特に図Ⅴ(外方土塁、図33、はいまだ設けられない)は、源義家の攻撃を受けたといわれる一守長者伝説などに結びつくもので、古代末期から中世初期におよぶ築城遺構であるということである。

注 (1) 長者屋敷と呼ばれる地域は、広義では、東は那珂川・北は田野川・西は堀町、南は巾約二メートルの道路を隔てた古屋敷(又は宿屋敷)徳

輪磨寺址付近に限るのであるが、狭義ではその内の北東隅の一区画を長者屋敷（又は長者宅址）といている。そして、この広義に取った場合に含まれる古屋敷といわれる地域にも、上面巾二メートルと一〇メートルの二条の空堀址五カ所の古井戸址などが発見される。しかしここでは狭義の長者屋敷を問題とし、古屋敷などについては、触れなかった。

- (2) 大は白金館址（東京都港区芝白金台町二～二六、国立自然教育園内）、小は山下長者宅址（神奈川県平塚市大字山下三九三）などが、その例である。
- (3) 「新編常陸国誌」下巻、「水府志抖」卷一茨城郡（上）、吉田東伍著「大日本地名辞書」坂東編等参照

河和田城址のところでのべたが、春秋氏が河和田の城主として、それを支配したのは、おそらく応永三十四年（一四二七）～天正十八年（一五九〇）の約一世紀半の期間である。いっぽう、この長者屋敷に係する春秋駿河守については、明らかではないが、ともかく春秋氏は室町時代に江戸氏の重臣として、この地方に勢力を有した豪族である（第八章第四節参照）。小曾沼権之助は佐竹氏の家臣であるが、その身分からみてこの城主であったとは考えられない。

- (4) たとえば、宇津峰城址（福島県石川郡・田村郡雲水峰）、箕輪城址（群馬県群馬郡箕郷町西明屋）などは、この型式の空堀を用いている好例である。小室栄一氏「中世城郭序説」日本城郭全集第一巻
- (5) 足利館址（鑿阿寺、栃木県足利市家富町）は豪族武士館の典型的なものであるが、その水濠の上面巾は、四・七五～六・五メートルである。小室氏前掲書
- (6)・(7) この地域が開墾された際に、礎石は見当たらなかったが、地下約〇・五メートルの所に大体三・九メートルの距離間隔をおいて、直

径〇・五メートルの焼けた花崗岩が、多数配置され、その下には拳大の石と小砂利が敷かれ、地固めがされていた、といわれる。豊崎卓氏「常陸国那珂郡家の総合考説－古代の水戸」茨城大学文理学部紀要（人文科学）第一〇号

(8) 山下長者宅址（神奈川県平塚市大字山下三九三）はこの例である。